

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名	経済産業省		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）				
要望項目名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更				
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 【現行制度(令和2年度～)】				
		発電事業・ 小売事業	左記以外の 電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）	
	課税 標準	収入割 付加価値割 資本割	収入割	所得割	付加価値割 資本割
	税率	収入割 1.05% (0.3%) 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	1.3% (0.3%)	400万円以下の金額 1.4%(1.0%) 400万円超800万円以下の金額 2.5%(1.8%) 800万円超の金額 3.6%(2.6%)	1.2%
関係条文	※（ ）内は、特別法人事業税に係る税率				
	・ 特例措置の内容 電気供給業の課税方式については、従来収入金額が課税標準となっており、令和2年度税制改正において、発電・小売事業について、外形標準課税が一部導入されたものの、引き続き、他の一般の事業とは異なった課税方式が存続している。地域独占や経過措置を除き総括原価方式に基づく規制料金は既に撤廃されており、発送電分離も行われ、課税根拠は無くなっている。こうした中、他業種等からの新規参入が拡大し、競争が一段と激しくなっているところ、業種間の「課税の公平性」を回復するためにも、他の一般の競争下にある事業と同様の課税方式への変更を要望する。				
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)				

要望理由	(1) 政策目的 電気供給業の法人事業税については、当該事業が地域独占（垂直一貫体制）及び総括原価方式の下で行われることを前提に、保有する設備や従業員の規模に比して所得が低く抑えられること（事業規模に対する所得の過少性）及び電気料金算定時に原価算入し使用者である消費者に転嫁すること（法人事業税の回収確実性）ができることを根拠として、1949 年度（昭和 24 年度）以降収入金額を課税標準とする課税が行われてきた。 しかし、1995 年（平成 7 年）より発電部門は全面自由化されており、また、「電力システムに関する基本方針（平成 25 年 4 月 2 日閣議決定）」に基づく電気事業法の改正に基づき（平成 26 年 6 月 11 日関連法案成立）、2016 年（平成 28 年度）4 月 1 日より、小売部門の全面自由化（上述の地域独占（垂直一貫体制）及び総括原価方式に基づく規制料金の原則廃止）が行われ、他の一般の事業と同様に競争環境下に置かれることとなった。実際に、エリアによっては新電力シェアが 2 割を超えるなど、異業種からの参入を含めて競争が進展している。さらに 2020 年（令和 2 年）送配電部門の法的分離及び小売規制料金の原則撤廃により、競争は更に進展している。 その中で、電気供給業に係る法人事業税については、令和 2 年度税制改正で発電・小売電気事業全体において 2 割程度の見直しが行われたものの、引き続き、他の一般的な事業と異なる課税方式が適用されているため、異業種からの参入が相次ぐ状況下においては、新規参入者の間で課税方式・負担に格差が生じる状況にあり、競争環境の公平性が担保されていない。事業者間の「課税の公平性」を確立することにより、更なる競争を促進することを目的とし、本措置を要望する。 (2) 施策の必要性 電力システム改革に伴い、電気供給の対価たる電気料金は、規制官庁による認可を受ける規制料金から、他の一般の事業における財・サービスの提供の対価と同様に市場競争を通じて消費者が選択することができる自由料金へと変容（今後、経過措置料金も順次撤廃）していることから、電気供給業者はコスト低減による競争力ある価格設定やそれに伴う顧客の獲得等を通して利潤最大化（所得の最大化）を図ることが可能となっている。また、地域独占が撤廃されたことも相まって、課税分を料金原価に算定し消費者に確実に転嫁することも難しい状況になっている。以上のように、他の一般の事業と同様に競争環境下に置かれることとなった電気供給業においては、当初他の一般の事業と異なり収入金課税方式を採用することとなった根拠となる事由は失われており、従前通りの収入金額を課税標準とする課税方式を存置する必要性に乏しいと考えられる。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
	政策の達成目標	電気事業における小売全面自由化に伴う電力市場における競争の進捗状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と同様の課税方式を措置することを通じ、課税の公平性を確立し、更なる競争の進展を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	他業種からの新規参入者を含め、すべての電気供給事業者が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	事業間の税負担の公平性が図られることにより、電力市場における更なる競争の進展に寄与することが期待される。なお、本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、「課税の不公平」を是正する措置であることに留意。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・原子力発電施設解体準備金（国税・法人税） ・電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税） ・電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電気事業における小売全面自由化に伴う電力市場における競争の進捗状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、他の一般の事業と遜色の無い、実態に沿った課税方式を措置することを通じ、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確立していく本措置は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	昭和 59 年度より継続的に要望 令和 2 年度改正要望によって、発電・小売事業については 2 割程度を見直し。

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	2	府 省 庁 名				経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）						
要望項目名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更						
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）						
		ガス供給業 (※)	その他の事業 (資本金 1 億円以下の普通法人)		その他の事業 (資本金 1 億円超の普通法人)		
	課税標準	収入金額	所得割		付加価値割、資本割、所得割		
	税率	1.0%	800 万円超	7.0%	付加価値割		1.2%
			800 万円以下 400 万円超	5.3%	資本割		0.5%
					所得割	800 万円超	1.0%
						800 万円以下 400 万円超	0.7%
	400 万円以下	3.5%	400 万円以下		0.4%		
	(※) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 5 項に規定する一般ガス導管事業及び同条 7 項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第 10 項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 22 条第 1 項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）（以下、「経過措置料金規制対象事業者」という。）以外の者が行うものを除く。 ・ 特例措置の内容 平成 30 年度税制改正において、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業以外のもののうち、ガス製造事業者及び経過措置料金規制対象事業者以外の者が行うガス供給業の課税方式については、その他の事業と同様の課税方式に見直されたが、ガスシステム改革による事業環境や競争状況の変化を踏まえ、未だ収入金課税の対象となっているガス供給業の法人事業税について、「その他の事業」と同様の課税方式へ変更する。						
	関係条文 地方税法第 72 条、第 72 条の 2、第 72 条の 12、第 72 条の 24 の 2、第 72 条の 24 の 7 地方税法施行令第 22 条、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 2 条、第 7 条						
減収 見込額	[初年度] － (－) [平年度] － (－) [改正増減収額]						

要望理由	(1) 政策目的 ガス導管事業等のガス供給業の法人事業税の課税標準は収入金額とするとされており、「その他の事業」と異なる扱いになっている。以下に記載の理由から、「課税の公平性」を確立するため、一般の競争下にある「その他の事業」を行う企業と同様の課税方式に改めるものである。 (2) 施策の必要性 ガス供給業の課税標準が収入金額とされている理由については、①地域独占企業で料金認可制により価格転嫁が容易であること、②料金認可制により所得が低く抑えられるため所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないこととされているが、その前提は以下のとおり、大きく変化している。具体的には、ガス事業における規制緩和については、大口需要に対する自由化範囲が平成 16 年 4 月から 50 万 m³以上に、19 年 4 月からはさらに 10 万 m³以上へ拡大され、平成 29 年 4 月からは小口も含めて全面自由化された。小売全面自由化を契機に小口の都市ガススイッチングが進むとともに、産業用等（大口）でも、燃料獲得競争が激化している。さらには、ガスは代替性があるエネルギーであることから、LPG や灯油等との競争に加え、昨今のオール電化住宅の普及による競争も激化しており、ガス供給業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めていいる。このため、ガス供給業においては既に一般の産業と同様の競争が発生しており、事業税の価格転嫁が容易であるという状況にはない。ガスシステム改革（平成 27 年 6 月にガス事業法改正）による小売の地域独占撤廃及び料金規制原則廃止が実施されたことを機に「課税の公平性」を確立することは、新規参入者と既存ガス事業者との競争活性化による料金抑制、更なる天然ガス利用拡大に寄与し、ガスシステム改革の目的達成に資することから、現行の課税方式の見直しが必要である。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス																																				
	政策の達成目標	ガス供給業は、法人事業税として収入金額（ガス売上）に課税されることから、他の一般企業と同等の税負担水準とすることを通じて、課税の公平性を図る。 売上高に対する租税負担率の業種間比較（単位：％） <table><tr><td></td><td>ガス</td><td>全産業</td><td>製造業</td><td>化学工業</td><td>石油製品等製造業</td><td>鉄鋼</td><td>機械製造業</td><td>電力</td></tr><tr><td>H29</td><td>5.5 (3.4)</td><td>1.9 (0.7)</td><td>1.9 (0.5)</td><td>3.0 (0.5)</td><td>0.8 (0.2)</td><td>1.6 (1.0)</td><td>1.8 (0.4)</td><td>3.9 (3.6)</td></tr><tr><td>H30</td><td>4.7 (3.2)</td><td>2.0 (0.7)</td><td>1.9 (0.5)</td><td>2.5 (0.6)</td><td>0.5 (0.2)</td><td>1.3 (0.9)</td><td>1.9 (0.4)</td><td>4.0 (3.4)</td></tr><tr><td>R1</td><td>5.2 (3.3)</td><td>1.9 (0.7)</td><td>1.9 (0.5)</td><td>2.7 (0.6)</td><td>0.1 (0.2)</td><td>0.8 (1.0)</td><td>1.7 (0.5)</td><td>4.3 (3.3)</td></tr></table> 出典：法人企業統計年報（財務省）他 ※下段は事業税外形部分及び固定資産税等		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械製造業	電力	H29	5.5 (3.4)	1.9 (0.7)	1.9 (0.5)	3.0 (0.5)	0.8 (0.2)	1.6 (1.0)	1.8 (0.4)	3.9 (3.6)	H30	4.7 (3.2)	2.0 (0.7)	1.9 (0.5)	2.5 (0.6)	0.5 (0.2)	1.3 (0.9)	1.9 (0.4)	4.0 (3.4)	R1	5.2 (3.3)	1.9 (0.7)	1.9 (0.5)	2.7 (0.6)	0.1 (0.2)	0.8 (1.0)	1.7 (0.5)	4.3 (3.3)
		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械製造業	電力																													
	H29	5.5 (3.4)	1.9 (0.7)	1.9 (0.5)	3.0 (0.5)	0.8 (0.2)	1.6 (1.0)	1.8 (0.4)	3.9 (3.6)																													
	H30	4.7 (3.2)	2.0 (0.7)	1.9 (0.5)	2.5 (0.6)	0.5 (0.2)	1.3 (0.9)	1.9 (0.4)	4.0 (3.4)																													
R1	5.2 (3.3)	1.9 (0.7)	1.9 (0.5)	2.7 (0.6)	0.1 (0.2)	0.8 (1.0)	1.7 (0.5)	4.3 (3.3)																														
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置																																					
同上の期間中の達成目標	ガス使用者の利益保護や、ガス事業の健全な発達（安定供給、保安の確保等）に向け、「その他の事業」との公平な競争条件を確保する。																																					
政策目標の達成状況	—																																					
有効性	要望の措置の適用見込み	私営都市ガス事業者（旧一般ガス事業者）173 社、 特定ガス導管事業者 32 社（2021 年 3 月末時点） その他、新規参入者のうち「ガス製造事業者」に該当するガス小売事業者にも影響する場合あり																																				
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（ガス事業）に対する「課税の公平性」を確立するものである。 本措置による効果は、ガス料金低廉化によってガス需要家に広く還元されるものであり、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による措置が適している。 本措置がない場合、その他の産業との税負担水準の格差が改善されない。																																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																				
	要望の措置の妥当性	本措置による効果は、ガス料金低廉化によってガス需要家に広く還元されるものである。また、自由化や燃料間競争の進展しているガス供給業において、「その他の事業」並みの税負担水準とすることは、課税の公平性の観点から妥当である。																																				

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	公平な競争条件を確保するために、課税方式を「その他の事業」と同様とすることにより、「その他の事業」との税負担水準の格差を改善する。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	・昭和 50 年度税制改正から「その他の事業と同一の扱い」にするよう継続的に要望。 ・平成 30 年度税制改正において、「ガス供給業」の対象範囲から、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、ガス製造事業者及び経過措置料金規制対象事業者以外の者が行うものを除外。

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税、自動車税、軽自動車税）		
要望項目名	2025 年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・特例措置の内容 2025 年に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、大阪・関西万博の参加者等に課せられる地方税につき、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、税制上の所要の措置を講じる。		
関係条文	—		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 国際博覧会の開催にあたっては、国際博覧会条約及び関連規則において、参加国・参加者に税制面で便宜を図ることが求められている。 参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。 （２）施策の必要性 国際博覧会は、人類の科学的・文化的な成果や新たな未来像を提示する世界の祭典であり、これまで日本で開催された国際博覧会は、開催を契機として、インフラ整備や都市開発などを通じて日本自身が大きな飛躍を遂げるとともに、科学的・文化的な成果や新たな未来像を提示するなど、国際社会に大きく貢献してきた。 令和2年12月に閣議決定された大阪・関西万博の「基本方針」においても、大阪・関西万博を契機に、日本が「課題解決先進国」として、人間一人一人がそれぞれの可能性を最大限発揮できる持続可能な社会を、国際社会と共に創ることを推し進めることを示しており、大阪・関西万博の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なプロジェクトである。 大阪・関西万博は、2025年4月13日から10月13日までの6か月間開催され、150か国・25国際機関の出展を目指していることから、会期前の準備期間を通じて相当数の外国法人・非居住者が来日することが予想される。過去の海外博及び国内博においては、開催国において同様の非課税措置が講じられることが通例になっていることも踏まえ、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を支援するために、来日する外国公式参加者に係る外国法人及び非居住者の一定の万博関連所得、万博に係る固定資産等を非課税とする必要がある。また、国内企業等からなる非公式参加者も多数の参加が想定されるところ、万博に係る家屋・償却資産等を非課税とすることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を支援する。 さらに、開催者たる博覧会協会がその業務に供するものとして所有する固定資産等については、大阪・関西万博が我が国にとって重要な国家プロジェクトであることを踏まえれば、その公共的性格が強いものと認められ、また会期終了後には撤去される仮設物としての性格が強いということも鑑みれば、それらについては非課税とすることが適当である。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	産業育成 クールジャパン
	政策の達成目標	大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和8年3月31日
	同上の期間中の達成目標	大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の改正要望を行う。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	令和２年度要望で検討事項として要望

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	4	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	経済環境等の変化に対応するための中小企業のデジタル化の促進に資する税制上の所要の措置		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ウィズコロナ／ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要であり、テレワークの普及やビジネスのオンライン化が進む中で、中小企業についてもデジタル化に対応していくことが求められる。 また、デジタル化のための取組を通じて、業務の効率化、付加価値の増大を通じた生産性を向上させることが可能。 このため、経済環境等の変化に対応するための中小企業のデジタル化を促進するため、必要な税制措置を講ずる。 ・ 特例措置の内容 同上		
関係条文	〔 〕		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、経済環境等の変化に対応するための中小企業のデジタル化を支援する。 (2) 施策の必要性 ウィズコロナ／ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要であり、テレワークの普及やビジネスのオンライン化が進む中で、中小企業についてもデジタル化に対応していくことが求められる。また、デジタル化のための IT 投資を通じて、業務の効率化、付加価値の増大を通じた生産性を向上させることが可能。 このため、経済環境等の変化に対応するための中小企業のデジタル化を促進するため、必要な税制措置を講ずる。 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日 閣議決定） 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～ 2. 官民挙げたデジタル化の加速 (2) 民間部門におけるDXの加速 デジタル基盤整備を加速し、マイナンバー制度等これまで構築した基盤も活用しながら、民間部門全体におけるDXやデジタル投資の加速に官民一体で取り組み、経済社会全体の生産性を徹底的に引き上げていく必		

	要がある。 (略) こうした基盤整備を追い風に、地方における中小企業も含めて非対面型ビジネスモデルへの変革や新産業モデルを創出する。このため、企業全体で取り組むデジタル投資を税制により支援し、特に中小企業においては、ＩＴ導入サポートを拡充し、そのＤＸ推進を大胆に加速するほか、標準化された電子インボイスや、金融機関による支援等も通じた中小企業共通ＥＤＩ等の普及促進を図る。
本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
	政策の達成目標	経済環境等の変化に対応するための中小企業のデジタル化を支援することで、業務の効率化、付加価値の増大を通じた生産性の向上を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	経済環境等の変化に対応するための中小企業のデジタル化を支援することで、業務の効率化、付加価値の増大を通じた生産性の向上を実現する。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本税制によって中小企業のデジタル化へのインセンティブを高める。これによって、業務の効率化、付加価値の増大を通じた生産性の向上を実現する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	中小企業のデジタル化を促進し、生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	5	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充		
要望内容 (概要)	法人税法の本則において措置されている国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入及び所得税法の本則において措置されている国庫補助金等の総収入金額不算入について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号（業務の範囲）及び福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条第1号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）等に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金の適用対象に令和4年度等の新規補助事業を追加する。 令和4年度新規補助事業(令和3年8月11日現在、変更の可能性あり) ・ 産業DXのためのデジタルインフラ整備事業 ・ IoT社会実現のための革新的センシング技術開発 ・ プラスチック有効利用高度化事業 ・ グリーンイノベーション基金事業		
関係条文	地方税法第32条第2項、第313条第2項 所得税法第42条第1項、同施行令第89条第1項第2号・第3号 法人税法第42条第1項、同施行令第79条第1項第2号・第3号		
減収 見込額	[初年度] ▲200,009 (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 民間企業等の研究開発及び技術開発等に対し助成を行うことにより、我が国の産業技術力を強化し、新市場の開拓を可能とする創造的技術革新を促進し、新規産業の創出を図り経済社会の持続的な発展を達成する。また、市場創出につながる社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組を促進し、技術開発の成果を実用化することにより、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 (2) 施策の必要性 国庫補助金等の交付を受けた者においては、課税所得の計算上、国庫補助金等の額が益金の額又は総収入金額に参入され、法人税又は所得税負担が生じることになる。その結果、国庫補助金等をもって実施する研究用機器の取得や試作品の製作等における資金に課税額分の不足が生じることとなり、研究開発等に支障をきたすことになる。そのため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO）を通じた補助事業（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号）及び「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条第1号」に基づくNEDO補助事業等）については、法人税法及び所得税法の本則により、固定資産等の圧縮額の損金算入及び総収入金額不参入が認められているところであるが、令和4年度においても補助事業の新規追加が見込まれるため、本税制において当該新規補助事業の追加措置が必要。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 技術革新
	政策の達成目標	民間企業等による実用化のため、応用技術開発の一層の促進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	・減収額（経済産業省試算） - 平成 27 年度： 929 百万円 - 平成 28 年度： 1,331 百万円 - 平成 29 年度： 1,031 百万円 - 平成 30 年度： 1,667 百万円 - 令和元 年度： 1,231 百万円 - 令和 2 年度： 1,957 百万円 - 令和 3 年度： 4,011 百万円（見込）
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 13 年度税制改正において、法人税法施行令及び所得税法施行令が改正され、NEDO の補助事業が本税制の対象となった。 以降、各年度の税制改正において新規補助事業を対象に追加。現在継続中の事業については以下の通り。 平成 20 年度税制改正 ・省エネルギー革新技術開発事業（平成 24 年度から「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」に統合） 平成 22 年度税制改正 ・新エネルギーベンチャー技術革新事業（令和元年度から「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」に名称変更） 平成 24 年度税制改正 ・戦略的省エネルギー技術革新プログラム（令和 3 年度から「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」に名称変更予定） 平成 26 年度税制改正 ・風力発電等導入支援事業 平成 27 年度税制改正 ・水素社会構築技術開発事業 ・研究開発型ベンチャー支援事業 ・課題解決型福祉用具実用化開発支援事業 平成 28 年度税制改正 ・国際研究開発／コファンド事業

- ・エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業
- ・国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業（平成 29 年度から「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」に統合）
- ・高温超電導実用化促進技術開発
- ・アジア省エネルギー型資源循環制度導入実証事業
- ・バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業
- ・植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発

平成 29 年度税制改正

- ・ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト

平成 30 年度税制改正

- ・海洋エネルギー発電実証等研究開発事業・高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発
- ・超高圧水素インフラ本格普及技術研究開発事業
- ・AI チップ開発加速のためのイノベーション推進事業
- ・環境調和型プロセス技術の開発
- ・宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業

令和元年度税制改正

- ・超先端材料高速開発基盤技術プロジェクト
- ・高効率・高速処理を可能とする AI チップ・次世代コンピューティングの技術開発
- ・Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業
- ・再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代電力ネットワーク安定化技術開発
- ・再生可能エネルギー熱利用にかかるコスト低減技術開発
- ・省エネ化・低温室効果を達成できる次世代空調技術の最適化及び評価手法の開発
- ・未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発
- ・地熱発電技術研究開発

令和 2 年度税制改正

- ・燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業
- ・バイオジェット燃料生産技術開発事業
- ・太陽光発電主力電源化推進技術開発
- ・次世代複合材創製・成形技術開発
- ・炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発
- ・革新的ロボット研究開発等基盤構築事業

令和 3 年度税制改正

- ・水素社会構築技術開発事業
- ・地熱発電導入拡大研究開発
- ・木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業
- ・カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発
- ・5G 等の活用による製造業のダイナミック・ケイパビリティ強化に向けた研究開発事業
- ・航空機エンジン向け材料開発・評価システム基盤整備事業
- ・自動走行ロボットを活用した新たな配送サービス実現に向けた技術開発事業
- ・ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業
- ・炭素循環型セメント製造プロセス技術開発
- ・安全安心なドローン基盤技術開発

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ **拡 充** ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	6	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	スピノフの実施の円滑化のための税制措置の拡充		
要望内容（概要）	事業切り出しの手法の一つであるスピノフについて、段階的に事業を切り出そうとする企業などが活用できるよう、一部持ち分を残したスピノフや完全子会社以外のスピノフについても円滑な実施を可能とするための税制措置を講ずる。		
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法 292 条第 1 項第 3 号 地方税法第 23 条第 1 項第 2 号、同法 292 条第 1 項第 2 号		
減収見込額	[初年度] —（ — ） [平年度] —（ — ） [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 第４次産業革命による技術・社会の変化や国内市場の縮小など、事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの見直しを図ることなどにより、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要。 特に、スピノフについては、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切出し手法であり、海外では大規模案件を中心に事業切り出しの手段の一つとして活用されているが、我が国では、活用実績が限られている。 スピノフを活用した事業の切り出しを行いやすくするため、スピノフの実施の円滑化のための所要の措置を講じることで、事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。 （２）施策の必要性 日本企業は、大規模化・多角化が進むほど利益率が低下する傾向があり、事業環境が急速に変化する中で、事業切り出し等による、ポートフォリオの見直しの重要性が一層高まっている。 また、令和３年６月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、事業ポートフォリオ見直しに関する戦略の実行が取締役会の責務とされたことなどを受け、上場企業を中心に事業ポートフォリオ組替えの検討の加速が見込まれる。 こうした中で、スピノフは、事業の売却先を必要とせず、企業が主体的に行うことができることから、ポートフォリオ見直しの一環として事業切り出しを行う際の有望な選択肢の一つとなる。 現行のスピノフ税制は、法人が特定事業又は完全子会社を切り出して資本関係を完全に解消する場合のみが税制適格とされているが、日本では事業の切り出しを段階的に行うことが一般的に行われていることや、上場子会社については利益相反の課題が強く意識されるようになってきていること等を踏まえ、事業切り出しの選択肢を増やし、企業価値向上に向けた事業再編の促進の観点から、スピノフ税制の拡充が必要である。		

本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 新陳代謝
	政策の達成目標	段階的に事業を切り出そうとする企業などがスピノフを活用できるよう税制措置を拡充することで、企業価値向上に向けた事業再編を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置により、法人に一部持ち分を残したスピノフや完全子会社以外のスピノフを行う際に、課税を繰延べることが可能となれば、第4次産業革命に対応した、企業価値向上に向けた事業再編が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成２９年度 組織再編税制等に係る所要の見直し 平成３０年度 スピンオフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編税制における所要の措置

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	7	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせた国際的な租税回避への対応の見直し	
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 日本企業の海外での健全な事業活動に過度な負担が及ぶことがないよう、子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせた国際的な租税回避への対応（以下、「子会社株式簿価減額特例」）について、本税制の趣旨やビジネス実態を踏まえた所要の見直しを講ずる。	
<u>関係条文</u>		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）	
要望理由	（１）政策目的 我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。 したがって、租税回避行為の防止を念頭に置きつつも、グローバルに事業を展開している日本企業の健全な事業活動に過度な負担が及ぶことがないよう、子会社株式簿価減額特例の所要の見直しを行う。 （２）施策の必要性 日本企業は欧米企業と異なり、租税回避行為については抑制的であると言われているところ、我が国における制度整備の検討に当たっては、そのような日本企業のビジネス実態を踏まえた適切な課税ルールを構築する必要がある。グローバルに活動し利益を我が国に還元することが期待される日本企業に対し、複雑な税制によって過度な負担を課すことは、結果的に国際競争力の低下を招きかねない。 現行の子会社株式簿価減額特例は、一定の場合に適用を免除する規定等が設けられているが、日本企業のビジネス実態に必ずしも対応しておらず、日本企業の健全な事業活動に影響を及ぼしているため、現行の諸規定を見直す必要がある。	
本要望に 対応する 縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	対外経済 ー海外市場開拓支援
	政策の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化
	政策目標の達成状況	ー
有効性	要望の措置の適用見込み	ー
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動に過度な負担が及ぶことがないようにし、海外展開を円滑化することが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	ー
	要望の措置の妥当性	子会社株式簿価減額特例の適正化を図るものであるため、当該税制の見直しによる措置が妥当。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	8	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充及び延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の 25%が所得控除される制度 ・ 特例措置の内容 オープンイノベーション促進税制の期限を令和6年3月31日まで延長するとともに、我が国におけるオープンイノベーションの更なる促進の観点から、必要な拡充を図る。		
関係条文	租税特別措置法第 66 条の 13		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープン・イノベーションを促進し企業の事業再構築を促すとともに、ユニコーン級ベンチャーの育成を図り、ウィズコロナ・ポストコロナにおける我が国企業の競争力を強化することを目的とする。 (2) 施策の必要性 日本企業の稼ぐ力は諸外国に比べて低く、その原因は、付加価値の高い新しい事業展開ができていないことにある。日本の企業がこうした課題を克服するためには、スタートアップ企業の経営資源を取り込むことが重要である一方、スタートアップ側にとっても大企業の資金等の経営資源を活用することは成長に不可欠である。 しかしながら、日本における事業会社からスタートアップ企業への出資は諸外国に比べ極めて低調であり、我が国における人材・技術・資本のオープン・イノベーションを促進するとともに、ユニコーン級ベンチャーの育成を図り、日本企業の国際競争力を強化するため、一定の要件を満たしたベンチャー投資を行う事業会社を対象とした税制優遇措置を令和2年度税制改正で創設したところ。 本税制の支援の結果、昨年度はコロナ禍によりベンチャー投資の全体額が減少する中、事業会社によるスタートアップ企業への投資額が増加しており、本税制の効果が一定程度あつたものと認識している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で事業会社が新規投資に対して慎重になるなどして、令和3年現在、依然事業会社によるベンチャー投資は当初期待をしていた水準には至っておらず、また、事業会社によるベンチャー投資額は、米国で我が国の 20 倍程度、中国も 4 倍程度であり、本税制の後押しがあってもなお現時点では諸外国に大きな後れを取っている状況である。一方で、ウィズコロナ・ポストコロナの世界において、来る DX 等の急速な産業構造転換に迅速に対応し、既存の付加価値の向上と新たな付加価値の創出を実現するには、事業会社とベンチャー企業のオープン・イノベーションを更に加速することが不可欠である。		

	以上のことから、引き続き事業会社とベンチャー企業のオープン・イノベーションを促すため、本税制の期限を令和6年3月31日まで延長することを要望するとともに、我が国におけるオープン・イノベーションの更なる促進の観点から、必要な拡充を図る。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 新陳代謝 【成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 （5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、スタートアップ企業と事業会社によるオープン・イノベーションが弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進し、成長につなげていく。 【成長戦略フォローアップ 工程表（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 （5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進 【成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）】 5. スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップのエコシステムを形成するため、新SBIR制度に基づくスタートアップからの政府調達増大、雇用を増やすスタートアップに対する金融面などの支援、経営者保証ガイドラインの見直し、兼業・副業の促進など、包括的な支援策を立案する。この際、産業界に対して、新卒時や転職時の選択の幅の拡大を求めることなどを通じ人材の流動化を図る。また、今後、スタートアップの柔軟な会社経営を可能とする制度の見直しやレイターステージの資金獲得に係る課題への対応等について、引き続き検討を行う。 【経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）】 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～ 5. 4つの原動力を支える基盤づくり （1）デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進 スタートアップを生み出し、その規模を拡大する環境の整備を進めるため、兼業の仕組みを改革するとともに、資金調達環境の整備や大企業との取引適正化を始めとした包括的な支援策を講じていく。
	政策の達成目標	事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、共同でオープン・イノベーションを実施するとともに、スタートアップ企業が事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	○事業会社等によるベンチャー投資額（2019年度～2020年度） 1732億円（2019年度）→1789億円（2020年度） ※ベンチャー投資額全体額はコロナ禍の影響もあり2019年から2020年にかけて約12.6%減少
有効性	要望の措置の適用見込み	令和4年度 322社 2,370億円程度／年 令和5年度 433社 3,187億円程度／年 ※拡充部分については精査中であり、延長部分のみ

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	2020 年度の事業会社等による国内ベンチャー投資全体のうち約 14%が実際に本税制の適用を受けており、非常に活用割合が高く政策効果の高い施策であると言える。したがって、本税制の延長及び拡充は、事業会社等によるベンチャー投資の促進に大きく寄与するものと考えている。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	ウィズコロナ・ポストコロナにおける事業会社の事業再構築と、スタートアップ企業の更なる成長を実現するためには、事業会社とスタートアップ企業との出資を通じたオープン・イノベーションを促進する必要がある。 事業会社が行うベンチャー投資について、税制措置を講じ投資インセンティブを付与することは、当該目的を達成する上で、政策手段として有効である。 更に、本特例措置では純投資ではなく、オープン・イノベーションに向けた出資のみに支援の対象を限定することで、必要最小限の支援措置となるよう制度設計がなされている。

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	9	府 省 庁 名		経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）				
要望項目名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長				
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内鉱業者等が、探鉱するための費用の一部を準備金として積み立て、その準備金を実際に探鉱費用に充てた場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。 ・ 特例措置の内容 鉱業所得の課税の特例制度の延長について、法人税において当該措置が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第 58 条、同法第 59 条、同法第 68 条の 61、同法第 68 条の 62、同施行令第 34 条、同施行令第 35 条、同施行令第 39 条の 88、同施行令第 39 条の 89、同施行規則第 21 条の 15、同施行規則第 21 条の 16、同施行規則第 22 条の 59 において措置された場合、国税との自動連動を図る。） ・ 延長及び拡充の内容 令和 3 年 3 月 31 日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を 3 年間延長するとともに、適用要件の見直しを行う。				
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号				
減収見込額	[初年度] 精査中 （▲3,507） [平年度] 精査中 （▲3,507） [改正増減収額] — （単位：百万円）				
要望理由	（１）政策目的 カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、あらゆる活動を支える基盤であるエネルギー安定供給の確保は、我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件であり、一切の妥協は許されない。しかしながら、我が国は、資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存しており、資源国の政情不安定化といったカントリーリスクや、米中対立の深刻化等によるシーレーンの不安定化に加え、昨今の環境意識の高まりによる資源国からの脱炭素対策に係る規制強化等、資源開発や供給不安に直面するリスクを常に抱えている。 また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。 エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する。 （２）施策の必要性 本制度は、事業の継続（石油・天然ガス、金属鉱物資源等の探掘）に伴って鉱床が減耗していくという鉱業の特殊性に鑑み、鉱業所得等の一定率を探鉱準備金に繰り入れた後、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めることで、操業に伴い減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とするものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図				

	る上で必要不可欠な制度である。 資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。 こうした中で、資源開発事業には、数多くのリスクが存在し、例えば、探鉱を開始したにもかかわらず資源が見つからないといった探鉱リスク、コスト上昇やスケジュール遅延といった操業リスク、政情不安や為替変動といったカントリーリスクが代表的なものであり、昨今は、探鉱から生産開始に至るまでのリードタイムの長期化（10年～20年超）、総事業費の巨額化により、こうしたリスクは以前よりも増している。また、中東情勢の変化や米中対立の悪化によるシーレーンの不安定化や、コロナを発端とした油価急落による経済性の悪化リスクなど、事業者でのコントロールが極めて難しいリスクも生じている。 さらに、金属鉱物資源については、国内外で脱炭素化の動きが加速する中、自動車等の電動化や再生可能エネルギー関連機器等の普及による原材料需要の大幅な増加が見込まれると同時に、中国をはじめとする新興国による資源国への進出が活発化する中、我が国として必要な金属鉱物資源の安定供給の確保を一層強化していくことが不可欠である。 こうした状況を踏まえ、更なる探鉱活動の促進や我が国の資源の安定供給確保を強力に推進、さらには2050年カーボンニュートラル実現に係る需要拡大に対応するための鉱物資源の安定供給確保にあたっては、更なる取組強化が必須である。
本要望に対応する縮減案	—

合理性

政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 資源・燃料																
政策の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 40%以上に引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる」を設定）。																
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（3 年間）																
同上の期間中の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する。																
政策目標の達成状況	（石油・天然ガス） 我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030 年までに自主開発比率 40%以上を達成する。 〔石油・天然ガスの自主開発比率〕 <table><tr><td>平成 28 年度</td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>27. 4%（達成率 68. 5%）</td><td>34. 7%（達成率 86. 8%）</td></tr></table> （非鉄金属） 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる。）。 〔鉱物資源（ベースメタル）の自給率〕 <table><tr><td>平成 28 年度</td><td>平成 30 年度</td></tr><tr><td>51. 3%（達成率 64. 1%）</td><td>50. 2%（達成率 62. 8%）</td></tr></table> （ウラン） 我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。 〔ウランの自主開発比率〕 <table><tr><td>平成 28 年</td><td>令和元年</td></tr><tr><td>38. 3%</td><td>40. 2%</td></tr></table> （鉄鉱石） 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を 30%程度に上昇させる。 〔鉄鉱石の自主開発比率〕 <table><tr><td>平成 28 年</td><td>令和元年</td></tr><tr><td>12. 2%（達成率 40. 7%）</td><td>10. 8%（達成率 36. 0%）</td></tr></table> （石炭） 我が国の石炭安定供給を確保するため、石炭の自主開発比率は 2030 年に 60%を維持することを目指す。	平成 28 年度	令和元年度	27. 4%（達成率 68. 5%）	34. 7%（達成率 86. 8%）	平成 28 年度	平成 30 年度	51. 3%（達成率 64. 1%）	50. 2%（達成率 62. 8%）	平成 28 年	令和元年	38. 3%	40. 2%	平成 28 年	令和元年	12. 2%（達成率 40. 7%）	10. 8%（達成率 36. 0%）
平成 28 年度	令和元年度																
27. 4%（達成率 68. 5%）	34. 7%（達成率 86. 8%）																
平成 28 年度	平成 30 年度																
51. 3%（達成率 64. 1%）	50. 2%（達成率 62. 8%）																
平成 28 年	令和元年																
38. 3%	40. 2%																
平成 28 年	令和元年																
12. 2%（達成率 40. 7%）	10. 8%（達成率 36. 0%）																

		〔石炭の自主開発比率〕 平成 28 年度 令和元年度 61.1% (達成率 101.8%) 55.7% (達成率 92.8%)
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、国内案件に加えて、中東、東南アジア等における石油・天然ガスの探鉱が、東南アジア、チリ、アルゼンチン、豪州、カナダ、米国等における金属鉱物等の探鉱が行われる見込みであり、年度当たり数十件の申請が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の維持・向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。 石油・天然ガスにおける取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね 3 割程度となっている。また、石油・天然ガスの自主開発比率は、令和元年度には 34.7%と順調に伸びており、本税制による措置は有効であると考えられる。また、延長及び拡充の結果、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。 金属鉱物における取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね 9 割程度であることに加え、特別控除による減税相当額の約 5 倍の額を翌年度の準備金として積み立てており、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率は平成 30 年度 50.2%であったが、過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず、直近の自給率が低下したものであり、中長期トレンドでは上昇傾向を示していることから、本制度は有効であると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	海外投資等損失準備金
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(1) 石油・天然ガス ・(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資 【令和 3 年度予算額：513 億円】 (2) 金属鉱物・ウラン ・(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資 【令和 3 年度予算額：24 億円】 ・(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外ウラン探鉱支援事業（補助金） 【令和 3 年度予算額：3.4 億円】
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記措置は、出資等によってリスクマネーを供給することを通じて資源開発案件を直接的に支援し、我が国の資源確保の安定化を図るものである。 一方、減耗控除制度は、鉱山・油田等の開発は多額の投資を要し、また、鉱山・油田等の産出量維持のためには新規の探鉱を繰り返さないと操業の継続（石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の採取）に伴って鉱床が減耗していくという鉱業の特殊性に鑑み、鉱業者による次の自主開発鉱山・油田等の探鉱費の確保を円滑化するための制度であり、①自ら鉱山等を開発する事業者が、②探掘収入の一定割合について将来の探鉱費を確保するための準備金として積立て、③その準備金を実際に探鉱費用に充てる場合に所得控除を認めるものである。
	要望の措置の妥当性	補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性がある点で、政策手段としての確。 また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。 なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、例えば、非鉄金属鉱山では資源価格の変動により上流権益獲得への動きが遅滞するなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030 年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。

税負担軽減措置等の適用実績	○適用数（単位：件数）																	
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度													
	探鉱準備金又は 海外探鉱準備金	34	27	25	26													
	新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費	17	17	14	16													
	○適用額（単位：億円）																	
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度													
	探鉱準備金又は 海外探鉱準備金	817	462	423	851													
	新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費	100	164	48	106													
	○減収額（単位：億円程度）																	
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度													
	探鉱準備金又は 海外探鉱準備金	245	139	127	133													
	新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費	30	49	14	32													
※出典：①平成 27～令和元年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省） ②令和 2 年度：前 3 年度の平均値（推計）																		
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	適用総額の種類：課税標準（所得） 適用実績：法人住民税 1,411 百万円 法人事業税 2,096 百万円 ※出典：令和元年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）																	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	石油・天然ガスの自主開発比率は、令和元年度には 34.7%と順調に伸びており、延長及び拡充の結果、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。 鉱物資源（ベースメタル）の自給率は、平成 30 年度 50.2%であり、過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず、直近の自給率が低下したものの、中長期トレンドでは上昇傾向を示しており、本制度は有効であると考えられる。また、本制度の延長及び拡充により、自給率は更に向上すると見込まれる。																	
前回要望時の達成目標	我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の向上を図る。																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	鉱山開発は初期探鉱から操業までに 10 年～20 年程度の期間を要する。また、鉱石等の輸入量は景気動向により大きく左右されることから、自主開発比率は常に向上していくというわけではないが、長期的には着実に増加傾向にある。 自主開発比率・自給率の推移（単位：%） <table><tr><td></td><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和元 年度</td></tr><tr><td>石油・天然ガス</td><td>自主開発比率</td><td>27.4</td><td>26.6</td><td>29.4</td><td>34.7</td></tr></table>								平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	石油・天然ガス	自主開発比率	27.4	26.6	29.4	34.7
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度													
石油・天然ガス	自主開発比率	27.4	26.6	29.4	34.7													

	(注1)	(注2)				
	鉱物資源 (ベースメタル)	自給率 (注3)	51.3	50.6	50.2	集計中
	鉄鉱石	自主開発比率	12.2	12.3	11.9	10.8
	ウラン	自主開発比率	38.3	37	40.2	40.2
	石炭	自主開発比率	61.1	58.6	56.4	55.7
(注1) 石油・天然ガスの自主開発比率 = (我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量+国内生産量) ÷ (原油・天然ガスの輸入量+国内生産量) (注2) 鉱物資源(ベースメタル)の自給率は、金属需要に占める、我が国企業の権益下にある 輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加 えたものの割合。						
これまでの要望経緯	昭和40年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3年間) 昭和43年度 延長(2年間) 昭和45年度 延長(1年間) 昭和46年度 延長(3年間) 昭和49年度 延長(3年間) 昭和50年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除) 昭和51年度 縮減(準備金収入金額基準:15%→14%) 昭和52年度 延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準:14%→13%) 昭和55年度 延長(3年間) 昭和58年度 延長(3年間) 昭和61年度 延長(3年間) 平成元年度 延長(3年間) 平成4年度 延長(3年間) 平成7年度 延長(3年間) 平成10年度 延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準:13%→12%) 平成13年度 延長(3年間) 平成16年度 延長(3年間) 平成19年度 延長(3年間) 平成22年度 延長(3年間) 平成25年度 延長(3年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者の新設等) 縮減(海外探鉱準備金所得金額基準:50%→40%) 平成28年度 延長(3年間) 拡充(準備金積立据置期間の延長:3年→5年) 縮減(減耗控除限度額の所得基準:翌期繰越欠損金控除後額に変更等) 令和元年度 延長(3年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者の要件:出資比率50%以上→議決権比率50%以上) 縮減(海外自主開発法人要件:鉱石引取率30%→40%)					

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	10	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	海外投資等損失準備金の延長		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投資について、投資を行った内国法人に一定割合（※）の準備金の積立を認め、これを損金に算入することができる制度。 ※積立割合：探鉱事業…50%、開発事業…20% ・特例措置の内容 令和4年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を2年間延長する。		
関係条文	・地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第2項、第292条第1項第3号 ・租税特別措置法第55条、第68条の43、同法施行令第32条の2、第39条の72、同法施行規則第21条、第22条の45		
減収見込額	[初年度] — (▲54) [平年度] — (▲54) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（1）政策目的 カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、あらゆる活動を支える基盤であるエネルギー安定供給の確保は、我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件であり、一切の妥協は許されない。しかしながら、我が国は、資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存しており、資源国の政情不安定化といったカントリーリスクや、米中対立の深刻化等によるシーレーンの不安定化に加え、昨今の環境意識の高まりによる資源国からの脱炭素対策に係る規制強化等、資源開発や供給不安に直面するリスクを常に抱えている。 また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。 エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する。 （2）施策の必要性 資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。 他方で、資源開発事業には、数多くのリスクが存在する。例えば、探鉱を開始したにもかかわらず資源が見つからないといった探鉱リスク、コスト上昇やスケジュール遅延といった操業リスク、政情不安や為替変動といったカントリーリスクが代表的なものであり、昨今は、探鉱から生産開始に至るまでのリードタイムの長期化（10年～20年超）、総事業費の巨額化により、こうしたリスクは以前よりも増している。また、中東情勢の変化や米中対立		

	の悪化によるシーレーンの不安定化や、コロナを発端とした油価急落による経済性の悪化リスクなど、事業者でのコントロールが極めて難しいリスクも生じている。 こうしたリスクに加え、世界的に脱炭素化の動きが加速する中で、新たなリスクが生じている。具体的には、石油・天然ガスの開発時には多くの二酸化炭素を排出することから、世界的な環境意識の高まりも相まって、資源国政府から石油・天然ガスの開発時における CCS（二酸化炭素回収・貯留）の実施を環境許認可取得の義務とする規制が強化されたり、GHG 排出量の計測・報告が求められるようになるなど、開発時の CCS、再生可能エネルギー利用、植林といった脱炭素化対策が事実上義務化されつつある中で、特に CCS 実施には、1,000 億円～数千億円規模のコストがかかる一方で事業性はない。こうしたリスクはこれまでに存在しなかったものであり、カーボンニュートラルへの道筋そのものに不確実性がある中で、こうした状況も認識した上で、事業者は資源開発を進めていくことが不可欠である。 さらに、金属鉱物資源については、国内外で脱炭素化の動きが加速する中、自動車等の電動化や再生可能エネルギー関連機器等の普及による原材料需要の大幅な増加が見込まれると同時に、中国をはじめとする新興国による資源国への進出が活発化する中、我が国として必要な金属鉱物資源の安定供給の確保を一層強化していくことが不可欠である。
本要望に対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 資源・燃料
	政策の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 40%以上に引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる」を設定）。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（2 年間）
	同上の期間中の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する。
	政策目標の達成状況	○石油・天然ガスの自主開発比率（注 1） 平成 26 年度： 24. 7% 平成 27 年度： 27. 2% 平成 28 年度： 27. 4% 平成 29 年度： 26. 6% 平成 30 年度： 29. 4% 令和元年度： 34. 7% ○鉱物資源（ベースメタル）の自給率（注 2） 平成 26 年度： 54. 9% 平成 27 年度： 52. 1% 平成 28 年度： 51. 3% 平成 29 年度： 50. 6% 平成 30 年度： 50. 2% 令和元年度： 集計中 （注 1）石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。 （注 2）鉱物資源（ベースメタル）の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計（経産省）及び貿易統計（財務省）による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。

有効性	要望の措置の適用見込み	今後、中東、東南アジア、中南米等の地域で本税制を活用した探鉱・開発が行われる見込み。 ○適用事業者（法人）数 令和2年度：3社 令和3年度：3社 令和4年度：3社 ○適用事業者（法人）の範囲 令和2年度：鉱業、石油製品製造業等 令和3年度：鉱業、石油製品製造業等 令和4年度：鉱業、石油製品製造業等 ※適用事業者（法人）数については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）における平成29年度～令和元年度実績の平均値を算出し、この水準が令和2年度～令和4年度についても継続するものと推定。 ※適用事業者（法人）の範囲についても、上記報告書における平成29年度～令和元年度実績を踏まえ、これが令和元年度～令和3年度についても継続するものと推定。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）によると、本制度の適用事業者（法人）数は、平成29年度～令和元年度の平均で3社、また、本制度の適用額は、平成29年度～令和元年度の平均で90億円となっている。この間、法人実効税率は約30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1社あたり年間で約10億円ものキャッシュフロー改善効果が生じていることになる。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト（生産段階）からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○石油・天然ガス - 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外探鉱等事業への出資（令和3年度予算額：513億円） - 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外の天然ガス資産開発・液化等出資（令和3年度予算額：242億円） ○金属鉱物・ウラン - 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外の探鉱等事業への出融資（令和3年度予算額：24億円） - 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外のウラン探鉱支援事業（補助金）（令和3年度予算額：3.4億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。 一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、

		事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。
	要望の措置の 妥当性	予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。 また、海外投資等損失準備金制度は、プロジェクトが失敗することなく据置期間（5年）を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し（益金算入）をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。 なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。
税負担軽減措置等の 適用実績		○適用事業者（法人）数 平成27年度：5社 平成28年度：5社 平成29年度：5社 平成30年度：2社 令和元年度：3社 ○損金算入額 平成27年度：13,801,493千円 平成28年度：5,545,696千円 平成29年度：2,573,563千円 平成30年度：18,093,454千円 令和元年度：6,620,3073千円 ○減収額 平成27年度 国税：3,298,557千円、地方税：230,899千円 平成28年度 国税：1,297,693千円、地方税：90,839千円 平成29年度 国税：602,214千円、地方税：42,155千円 平成30年度 国税：4,161,494千円、地方税：291,304千円 令和元年度 国税：1,522,670千円、地方税：106,586千円 ○適用事業者（法人）の範囲 平成27年度：鉱業、運輸通信公益事業 平成28年度：鉱業、石油製品製造業、運輸通信公益事業 平成29年度：鉱業、運輸通信公益事業等 平成30年度：鉱業 令和元年度：鉱業 ※適用事業者（法人）数、損金算入額、適用事業者（法人）の範囲については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（204回国会提出）における平成29年度～令和元年度実績を引用。 ※減収額については、上記損金算入額に対して各年度の法人税率等を乗じることで算出。

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	租税特別措置法第 55 条、第 68 条の 43 適用額：543,835 千円（内訳 道府県民税：134,905 千円、市町村民税：408,930 千円） ※平成 30 年度の適用状況																																
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	石油・天然ガスの自主開発比率は、平成 27 年度の 27.2%から、平成 30 年度には 29.4%に上昇している。 鉱物資源（ベースメタル）の自給率は、平成 27 年度は 52.1%であり、平成 30 年度は 50.2%となっている（令和元年度は集計中）。過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず、直近の自給率が低下している。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。																																
前回要望時の達成目標	我が国企業による探鉱・開発事業のため投資活動の促進を図ることにより自主開発比率を引き上げる。																																
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○石油・天然ガスの自主開発比率の達成度 令和元年度時点で 86.8%（＝37.4%／40%） ○鉱物資源（ベースメタル）の自給率の達成度 平成 30 年度時点で 62.8%（＝50.2%／80%） ※資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまで最低でも 10 年程度を要する。また、資源の輸入量は景気動向や資源価格の変動の影響を受ける場合がある。したがって、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率の推移については、このような事象を考慮する必要がある。 ※いずれにせよ、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、一貫して上昇傾向にある																																
これまでの要望経緯	<table border="0"> <thead> <tr> <th>【年度】</th><th>【要望等の内容】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 39 年度</td><td>「海外投資損失準備金」創設（3 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 42 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 44 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 45 年度</td><td>「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 46 年度</td><td>石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 48 年度</td><td>海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組。</td></tr> <tr> <td>昭和 49 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 51 年度</td><td>延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）</td></tr> <tr> <td>昭和 53 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 55 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 57 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 59 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 61 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 63 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>平成 2 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> </tbody> </table>	【年度】	【要望等の内容】	昭和 39 年度	「海外投資損失準備金」創設（3 年間）	昭和 42 年度	延長（2 年間）	昭和 44 年度	延長（2 年間）	昭和 45 年度	「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）	昭和 46 年度	石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）	昭和 48 年度	海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組。	昭和 49 年度	延長（2 年間）	昭和 51 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）	昭和 53 年度	延長（2 年間）	昭和 55 年度	延長（2 年間）	昭和 57 年度	延長（2 年間）	昭和 59 年度	延長（2 年間）	昭和 61 年度	延長（2 年間）	昭和 63 年度	延長（2 年間）	平成 2 年度	延長（2 年間）
【年度】	【要望等の内容】																																
昭和 39 年度	「海外投資損失準備金」創設（3 年間）																																
昭和 42 年度	延長（2 年間）																																
昭和 44 年度	延長（2 年間）																																
昭和 45 年度	「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）																																
昭和 46 年度	石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）																																
昭和 48 年度	海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組。																																
昭和 49 年度	延長（2 年間）																																
昭和 51 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）																																
昭和 53 年度	延長（2 年間）																																
昭和 55 年度	延長（2 年間）																																
昭和 57 年度	延長（2 年間）																																
昭和 59 年度	延長（2 年間）																																
昭和 61 年度	延長（2 年間）																																
昭和 63 年度	延長（2 年間）																																
平成 2 年度	延長（2 年間）																																

平成 4 年度	延長 (2 年間)	
平成 6 年度	延長 (2 年間)	
平成 8 年度	延長 (2 年間)	
平成 10 年度	延長 (2 年間)	(開発の積立率 : 40%→30%)
平成 12 年度	延長 (2 年間)	
平成 14 年度	延長 (2 年間)	
平成 16 年度	延長 (2 年間)	
平成 18 年度	延長 (2 年間)	
平成 20 年度	延長 (2 年間)	
平成 22 年度	延長 (2 年間)	(探鉱の積立率 : 100%→90%)
(石炭、木材を除外)		
平成 24 年度	延長 (2 年間)	
平成 26 年度	延長 (2 年間)	
平成 28 年度	延長 (2 年間)	(探鉱の積立率 : 90%→70%)
平成 30 年度	延長 (2 年間)	(探鉱の積立率 : 70%→50%)
(開発の積立率 : 30%→20%)		
令和元年度	延長 (2 年間)	

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	11	府 省 庁 名		経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）				
要望項目名	廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長				
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 事故炉の廃炉等を行う原子力事業者（以下「廃炉等実施認定事業者」という。）が、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という。）に、廃炉等に要する資金を積み立てる「廃炉等積立金制度」について、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当するとして得た額については、収入金額から控除される措置が講じられている。 ・ 特例措置の内容 適用期限を 5 年間延長する。				
関係条文	地方税法附則第 9 条第 19 項 地方税法施行令附則第 6 条の 2 第 5 項				
減収見込額	[初年度] — （ ▲1,255 ） [平年度] — （ ▲1,255 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）				
要望理由	（１）政策目的 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保 （２）施策の必要性 平成 29 年に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下「機構法」という。）が改正され、毎事業年度、廃炉等実施認定事業者が、機構が通知した額を、廃炉等積立金として、機構に積み立てる「廃炉等積立金制度」が創設されるなど、廃炉等の着実な実施に向けた措置等が講じられた。 あわせて、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成 28 年 12 月閣議決定。）において、「廃炉・汚染水対策については、原則として、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要である。廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分についても確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とすることとし、託送収支の事後評価における特例的な取扱い等を含んだ制度整備を行う。」とされたことを踏まえ、必要な省令改正が行われた。 現在、廃炉等実施認定事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東電 HD」という。）は、グループ全体で総力を挙げて廃炉等積立金の原資を捻出しており、送配電事業を営むグループ会社の東京電力パワーグリッド株式会社は、送配電事業における合理化分を、廃炉等積立金に相当する額として、東電 HD に支払っている。また、第四次総合特別事業計画（2021 年 8 月認定）においても、送配電事業から、引き続き、廃炉等に要する資金を捻出することとされている。 今回延長を要望する廃炉等積立金に係る収入割の特例措置は、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とする観点、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避する観点から必要とされている。 廃炉等認定事業者により廃炉作業が今後ますます本格化する中、廃炉等に要する資金の確実な確保は引き続き必要不可欠であるところ、本特例措置について、延長を要望する。				

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
	政策の達成目標	廃炉等の適正かつ着実な実施の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）
	同上の期間中の達成目標	廃炉等の適正かつ着実な実施の確保
	政策目標の達成状況	廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を行っている
有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数：1件 適用事業者：1者
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、引き続き、廃炉等実施認定事業者による適正かつ着実な廃炉等の実施を確保することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する上で、廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることができることを可能とすること、及び、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避することは、政策目標を達成するために重要であり、本措置は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	適用件数：１件 適用事業者：１者
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【平成 30 年度】（法人事業税）126,834,010 千円 【令和元年度】（法人事業税）140,871,247 千円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	適正かつ着実な廃炉の実施の確保
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 29 年度 創設

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	12	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長		
要望内容（概要）	従前、「ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置」として措置されてきたものであるが、平成29年度のガスシステム改革により、大口需要家含め、全ての需要家が自由化の対象となったことにより、本要望内容を以下のとおり改組。 ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ガス供給業を行う法人が、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合における、各事業年度の収入金額。 ・特例措置の内容 法人事業税のガス供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額を控除する。		
関係条文	地方税法 附則第9条第10項、 地方税法施行令附則第6条の2第3項、 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第7条第4号		
減収見込額	[初年度] — （▲1,576） [平年度] — （▲2,006） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。（ただし、「ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要）。 （2）施策の必要性 平成29年度のガスシステム改革により、小売全面自由化及び事業類型の見直しが実施され、従前の旧一般ガス事業者の地域独占は撤廃され、不特定多数の需要に応じるガスの供給については、誰もがなし得ることとなった。すなわち、公的インフラとして引き続き地域独占を存置する一般ガス導管事業を除き、ガス小売事業（及びガス製造事業）は新規参入が認められ、自由な市場競争の下、事業を行いうることとなった（ガス小売事業者としての登録は1,375件（令和3年8月2日時点））。 需要家にガスを供給するガス小売事業者（新規参入者に加え、従前の一般ガス事業者のうちガス小売事業の登録をしている者も含む）は、そのガスの供給に際し自前の導管を所有しない場合、ガス導管網を所有する一般ガス導管事業者等による託送供給を受けることが必須となる。このため、ガスの供給においては、一般ガス導管事業者等に対しその託送供給の対価たる託送料金（規制料金）を支払うとともに、当該託送料金相当額を含めて需要家からガスの供給に係る料金を収受することとなる。換言すれば託送料金相当額が、収受側と支出側のいずれの法人でも課税標準を構成する結果として二重課税が発生することとなる。 したがって、収入金額を課税標準とするガス小売事業者においては、ガスの供給において必ず生ずる支出たる託送料金相当額に係る二重課税の発生を防ぎ、もってガス小売事業の公平な競争環境を整備するとともに、他の事業との課税の公平性を確保するため、ガス小売事業者の収入金額から、託送料金相当額を控除することが必要である。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス 【背景となる閣議決定】「エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）」 第2章 第2節 2030年に向けた政策対応 7. エネルギーシステム改革の推進 （2）ガスシステム改革の推進
	政策の達成目標	効率的かつ安定的なガス供給を実現するため、経営の効率化による料金の低廉化、事業機会の提供を通じた事業者間の競争の活性化及び新規参入者による需要家向け市場への参入の促進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間 令和4年4月1日～令和7年3月31日 （「ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要）
	同上の期間中の達成目標	ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。
	政策目標の達成状況	本年度以前において、部分的な自由化がなされていた大口需要に応ずるガスの供給に対し、措置されていた課税の特例（託送料金の控除）においては、託送供給量は増加しており、大口需要間における競争の進展が認められている。当該自由化市場においては、公平な競争環境を整備すること、課税の公平性が確保されたといえる。
有効性	要望の措置の適用見込み	ガス小売事業者等 111社（令和4年度見込み）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、収入金額を課税標準としないガス小売事業者及び他の一般の事業との間で生じている課税関係の不整合の一部が是正されることになるため、ガス事業への参入促進並びに市場における競争促進に寄与することとなる。（ただし、上述のとおり、「ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要となる。）
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	税制の原則（二重課税の排除）によりガス小売事業者間の課税の公平性を図り、公平なコスト環境の下での競争を実現することができる。なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。

税負担軽減措置等の適用実績	○対象事業者数 ガス小売事業者 111 社 （令和2年度実績） ○減税額（百万円） 平成30年度： 902.2 （実 績） 令和元 〃： 945.8 （ 〃 ） 〃 2 〃： 1,148.4 （ 〃 ） 〃 3 〃： 1,361.8 （見込み） 〃 4 〃： 1,576.3 （ 〃 ） 〃 5 〃： 1,790.8 （ 〃 ） 〃 6 〃： 2,005.8 （ 〃 ）
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額の種類： 課税標準（収入金額） 適用総額（百万円）： 平成30年度 70,003 百万円 令和元年度 73,384 百万円 令和2年度 89,107 百万円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	課税の公平性が図られることにより、部分的に自由化された市場（大口需要）における、総ガス販売量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の進展に寄与してきたと言える。
前回要望時の達成目標	ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することを掲げている。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成20年度創設。以降、平成22年度、25年度、28年度、31年度にそれぞれ3年間の延長を要望。

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	13	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	保険会社等の異常危険準備金の適用期限延長		
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 火災等共済組合及び火災共済協同組合連合（以下、「火災等共済組合等」という。）については、火災共済に係る異常危険準備金の積立てにおいて、正味収入共済掛金の2%（特例分）の損金算入が認められている。本税制措置の適用期限を3年間（令和6年度末まで）延長する。 ・特例措置の内容 火災等共済組合等が、当該事業年度における正味収入共済掛金の政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときの損金に算入する措置の延長が認められた場合、法人住民税及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第57条の5、同施行令第33条の2において措置された場合、国税との自動連携を図る。）		
関係条文	〔地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号、租税特別措置法第57条の5、第68条の55、同法施行令第33条の2、第39条の83〕		
減収見込額	[初年度]	- （▲7）	[平年度] - （▲7） （単位：百万円）
要望理由	（１）政策目的 火災等共済組合等が、異常災害が多発した場合においても共済金の支払いを確実かつ円滑に行うことができるよう、十分な異常危険準備金を予め積み立てることにより財務基盤を強固なものにすることを目的とする。 ※ 中小企業等協同組合法に基づく火災等共済制度は、相互扶助の精神に基づき、大企業に比べ経済的に不利な立場にある中小企業が被る火災等の経済的損失を、共済事業を通じて補填することで、中小企業者が安心して経済活動に専念できる環境を整備し、中小企業者の発展に寄与している。 （２）施策の必要性 火災等共済組合等については、損害保険会社に比べ契約対象者を中小企業者に限定していること、活用エリアも所在する都道府県域内に限定していること等から、結果として、異常災害が多発した場合には、リスクの分散が十分に効かないなどの理由から、その財務基盤が脆弱となり得るリスクを多く抱えている。このため、予測困難な異常災害が多発した場合には共済金の支払いが円滑かつ確実にいえるかが懸念されるところである。 最近では、平成30年7月の西日本豪雨や令和元年の台風19号などの際、異常危険準備金を大きく取り崩しており、今後、生じうる可能性のある異常災害に万全を期す観点から、異常危険準備金を始めとした財務基盤の強化は喫緊の課題である。 したがって、異常危険準備金の積立てを支援する本税制は、火災等共済組合等が共済金の支払いを確実かつ円滑に行うためには非常に有効であり、もって契約者たる中小企業者の事業環境の整備にもつながることから、引き続き本措置を継続する必要がある。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
	政策の達成目標	火災等共済組合等が、契約者たる中小企業者に対して共済金の支払いを確実かつ円滑に行えるように、異常危険準備金の積立てを促進し、異常災害に対応できる財務基盤の確保に万全を期す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）
	同上の期間中の達成目標	異常危険準備金の額について、想定外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）を踏まえ、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する。
	政策目標の達成状況	異常危険準備金の額は、最近の異常災害の多発により取崩しが続いたため、減少の一途で低水準になっている。 【異常危険準備金の額の推移】 平成28年度 9,324百万円 平成29年度 9,515百万円 平成30年度 6,381百万円 令和元年度 5,409百万円 令和2年度 5,358百万円 ※出典：火災等共済組合報告値等
有効性	要望の措置の適用見込み	令和3年度見込 3団体（減収額 7百万円） 令和4年度見込 3団体（減収額 7百万円） 令和5年度見込 3団体（減収額 7百万円） 令和6年度見込 3団体（減収額 7百万円） ※出典：火災等共済組合報告値等
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	火災等共済組合等が異常危険準備金の積立を加速し、異常災害に対応できる財務基盤を確保することで、確実かつ円滑な共済金支払いが可能となり、もって契約者たる中小企業者の発展に寄与するものであり、有効な手段となっている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置における損金算入の特例2%は、租税特別措置により積立てた異常危険準備金の額が当該事業年度の正味収入共済掛金の額の45%（火災共済協同組合連合会にあっては60%）以下の場合に限り認められているものであり、取崩す際には益金に算入され課税されることから、必要最低限の措置として、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	【直近事業年度損金算入額】 平成 30 年度 85 百万円 適用団体数 4 (減収額 7 百万円) 令和元年度 82 百万円 適用団体数 3 (減収額 7 百万円) 令和 2 年度 85 百万円 適用団体数 3 (減収額 6 百万円) ※ 出典：火災等共済組合報告値等から算出
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	道府県民税 1,497,874 千円の内数 事業税 3,548,979 千円の内数 市町村民税 4,540,429 千円の内数 地方法人特別税 5,394,864 千円の内数 ※ 令和元年度適用状況
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置により、課税時期を繰り延べすることにより、その期間における異常危険準備金の積立ては促進され、有効に機能している。
前回要望時の達成目標	異常危険準備金の額について、想定外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額）を踏まえ、各団体が設定した積立目標の合計額（92 億円）以上を積み立て、これを維持する。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	異常危険準備金の額は、令和 2 年度末時点で 53 億円となっているが、これは平成 30 年 7 月の西日本豪雨及び令和元年の台風 19 号などにより当該準備金を大きく取り崩したことによるものである。
これまでの要望経緯	昭和 28 年度 創設 昭和 34 年度 火災等共済組合についても適用 昭和 36 年度 火災共済協同組合連合会についても適用（積立率 7%） 昭和 53 年度 積立率 6% 昭和 55 年度 積立率 4.5% 昭和 57 年度 積立率 4% 昭和 59 年度 積立率 2.5% 平成 5 年度 5 年間の延長（積立率 5%（本則 2.5%）） 平成 10 年度 3 年間の延長 平成 13 年度 3 年間の延長 平成 16 年度 3 年間の延長 平成 19 年度 3 年間の延長 平成 22 年度 3 年間の延長（積立率 4%（本則 2%）） 平成 25 年度 3 年間の延長 平成 28 年度 3 年間の延長 平成 31 年度 3 年間の延長

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	14	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	企業の生産性を向上させる事業再編を円滑化するための所要の措置の検討		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） グループ通算制度は、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で損益通算等の調整を行う制度。 ・特例措置の内容 企業の生産性を向上させる事業再編を円滑化する観点から、グループ通算制度における、グループ通算子法人のグループ離脱時の取り扱い等について、制度の施行状況や組織再編税制との整合性等を踏まえ、中期的に必要な検討を行う。		
関係条文	—		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 グループ通算制度における、グループ通算子法人のグループ離脱時の取り扱い等について、制度の施行状況や組織再編税制との整合性等を踏まえ、中期的に必要な検討を行うことにより、事業再編の円滑化を通じた企業の生産性向上を目指す。 （２）施策の必要性 グループ通算制度における、グループ通算子法人のグループ離脱時の取り扱い等について、制度の施行状況や組織再編税制との整合性等を踏まえ、中期的に必要な検討を行うことは、事業再編の円滑化を通じた企業の生産性向上に資する可能性があるため、本要望は必要である。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 新陳代謝
	政策の達成目標	グループ通算制度における、グループ通算子法人のグループ離脱時の取り扱い等について、制度の施行状況や組織再編税制との整合性等を踏まえ、中期的に必要な検討を行うことにより、事業再編の円滑化を通じた企業の生産性向上を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	グループ通算制度における、グループ通算子法人のグループ離脱時の取り扱い等について、制度の施行状況や組織再編税制との整合性等を踏まえ、中期的に必要な検討を行うことにより、事業再編の円滑化を通じた企業の生産性向上に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	15	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECDを中心に国際的な議論が進展しているところ。2021年7月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への課税権配分、グローバル最低税率課税）の大枠について合意され、同年10月に最終合意を得ることを目指すとされているところ。 2021年10月の最終合意やその先の国内法化に当たっては、諸外国の動向も踏まえて、実体ある経済活動を行う企業に対する控除措置や既存の類似措置（外国子会社合算税制）の簡素化等を通じて、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、国内外の企業間の公平な競争環境を整備し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする。 あわせて、経済のデジタル化・グローバル化の進展を踏まえて、国内外の事業者間の公平な競争環境の整備に資する税制について、既存の措置の見直しも含め、検討を行う。		
関係条文			
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に対応した国際課税ルールのあり方を巡る新たな課税上の課題等が生じ、それらに対応した措置を講ずるため、OECDを中心に、現行の国際課税ルールの見直しについて国際的な議論が進められている。2021年7月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において解決策の大枠について合意され、同年10月に最終合意を得ることを目指すとされているところ。 2021年10月の最終合意やその先の国内法化に当たっては、諸外国の動向も踏まえて、実体ある経済活動を行う企業に対する控除措置や既存の類似措置（外国子会社合算税制）の簡素化等を通じて、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、国内外の企業間の公平な競争環境を整備し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする必要がある。 また、国際課税ルールの見直し等を通じた国内外における競争条件のイコールフットिंगの実現は、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェア獲得に資するものである。このように外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することは、我が国経済の活性化にむけて重要である。 （2）施策の必要性 我が国における適切な課税権の確保を図るため、OECDを中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論や諸外国の動向等を踏まえ、新たな課税上の課題に対応した措置を講ずることは非常に重要である。 そのため、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、国内外の企業間の公平な競争環境を整備し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につなげる必要がある。あわせて、産業界の要望等を踏まえ、課税制度による過度な事務負担を課すことなく、日本企業の実務に配慮し、健全な投資を阻害することがないようにする必要がある。		

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	対外経済 －海外市場開拓支援・対内投資
	政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化及び日本の立地環境の整備
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	－
	同上の期間中の達成目標	－
	政策目標の達成状況	－
有効性	要望の措置の適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	日本企業の国際的な競争条件のイコールフットィング、我が国立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的である他の措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
	要望の措置の妥当性	OECD を中心とする国際的な議論や諸外国の動向も踏まえて、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、国内外の企業間の公平な競争環境を整備し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものすることは妥当。 あわせて、経済のデジタル化・グローバル化の進展を踏まえて、国内外の事業者間の公平な競争環境の整備に資する税制について、既存の措置の見直しも含め、検討を行うことは妥当。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	16	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業に対するセーフティネット制度の適正化		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新型コロナウイルスによる影響で倒産や休廃業件数の増加の可能性等を踏まえ、中小企業に対するセーフティネット制度の適正化を図る。その際、必要な税制のあり方について既存制度・運用の見直しを含め、検討する。 ・特例措置の内容 —		
関係条文	[]		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 新型コロナウイルスの影響に伴い、倒産や休廃業件数が増加する可能性があることを踏まえて、取引先企業の業況悪化やそれに伴う倒産のリスク等に対応できるよう、中小企業に対するセーフティネット制度の適正化を図ることとする。 （２）施策の必要性 新型コロナウイルスの影響により、業況悪化や、休廃業件数の増加傾向がみられる。これらは関係する取引企業の倒産のリスクを高める可能性があること等を踏まえると、中小企業に対するセーフティネット制度の適正化が必要。また、必要な税制のあり方についても既存制度・運用の見直しを含め検討することが必要。		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

[illegible]

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤
	政策の達成目標	① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。 ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030 年までに次世代自動車の割合を 5～7 割、2035 年までに電動車の割合を 100%とすることを旨とする。 (関連する与党税制改正大綱、閣議決定等) ○令和 3 年度与党税制改正大綱 (令和 2 年 12 月 10 日) 第三 検討事項 5 自動車関係諸税については、2050 年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 ○未来投資戦略 2018 (平成 30 年 6 月 15 日) 第 2 具体的な施策 I [2] 1. エネルギー・環境 (1) KPI の主な進捗状況 《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを旨とする。 ○成長戦略フォローアップ工程表 (令和 3 年 6 月 18 日) 2. グリーン分野の成長 (1) 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 KPI ・2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを旨とする ○2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 (令和 3 年 6 月 18 日) 4. 重点分野における「実行計画」 (5) 自動車・蓄電池産業 2035 年までに、乗用車新車販売で電動車 100%を実現できるよう、包括的な措置を講じる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—

	政策目標の達成状況	国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。 <国内自動車販売台数の推移> 平成 28 年度 508 万台 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台 令和 2 年度 466 万台 エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、「2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す」、「2035 年までに、乗用車新車販売で電動車 100%を実現」するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 <新車販売台数に占める電動車の割合> 平成 28 年度 32.3% 平成 29 年度 33.1% 平成 30 年度 34.3% 令和元年度 35.0% 令和 2 年度 36.2%
有効性	要望の措置の適用見込み	国内の自動車販売台数は約 500 万台で推移しており、これら自動車ユーザーへの課税のあり方を検討する。 <国内自動車販売台数の推移> 平成 28 年度 508 万台 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台 令和 2 年度 466 万台
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	令和 3 年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、2050 年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされており、この方針の実現を図る。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	令和３年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、2050 年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされていることを踏まえ、検討を行うものである。

税負担軽減措置等の適用実績	<グリーン化特例（軽課）の適用台数（総務省公表資料）> 平成 27 年度 191 万台 平成 28 年度 344 万台（※軽自動車のグリーン化特例創設） 平成 29 年度 312 万台 平成 30 年度 220 万台 令和元年度 228 万台
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置> ①適用総額の種類：税額 ②適用実績： 令和元年度 226 億円 <軽自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置> ①適用総額の種類：税額 ②適用実績： 令和元年度 19 億円 <自動車税のグリーン化特例> ①適用総額の種類：税額 ②適用実績： 平成 27 年度 軽課 469 億円 重課 389 億円 平成 28 年度 軽課 518 億円 重課 408 億円 平成 29 年度 軽課 469 億円 重課 428 億円 平成 30 年度 軽課 326 億円 重課 444 億円 令和元年度 軽課 334 億円 重課 450 億円 <軽自動車税のグリーン化特例> ①適用総額の種類：税額 ②適用実績： 平成 28 年度 軽課 51 億円 重課 235 億円 平成 29 年度 軽課 45 億円 重課 269 億円 平成 30 年度 軽課 34 億円 重課 283 億円 令和元年度 軽課 34 億円 重課 296 億円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用件数を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの要望経緯	—
-----------	---

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	18	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	小規模企業等に係る税制のあり方の検討		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 小規模企業等に係る税制のあり方の検討。 ・特例措置の内容 持続的経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。		
関係条文	〔 〕		
減収見込額	〔初年度〕 — （ — ） 〔平年度〕 — （ — ） 〔改正増減収額〕 — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 例えば、法人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認められ、かつ給与所得控除の額が所得金額に応じて逦増する仕組みになっていることに比べ、個人の場合は、青色申告特別控除は所得金額に関わらず定額の控除であり、事業所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映していないとの指摘がある。 そのため、個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮しつつ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。 （２）施策の必要性 上記「政策目的」に同じ。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
	政策の達成目標	小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	シャウブ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。 また、令和3年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされており、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	19	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	申告・納税手続の電子化に向けた制度及び運用に係る所要の整備		
要望内容（概要）	・特例措置の内容 申告・納税等の税務手続の一層の電子化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化に資するよう、利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずる。		
関係条文			
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 官民挙げたデジタル化を加速させる観点から、税務分野においても、申告・納税等の税務手続の一層の電子化を推進する必要がある。 （２）施策の必要性 骨太の方針等にも記載のとおり、税務分野においても、申告・納税等の税務手続の一層の電子化を推進する必要がある。 【経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和3年6月18日閣議決定）】 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～ 2. 官民挙げたデジタル化の加速 （１）デジタル・ガバメントの確立 記帳等の経理事務のデジタル化及び記帳水準の向上を図るなど民間部門の経理・行政事務のDXを推進する 第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革 6. 経済社会の構造変化に対応した税制改革等 適正・公平な課税の実現による税に対する信頼の確保、社会全体のコスト削減、企業の生産性向上等の観点から、適切な所得等の把握のための環境整備、記帳水準の向上、税務手続の電子化等の促進など、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	20	府省庁名	経済産業省										
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）												
要望項目名	償却資産課税の見直し												
要望内容（概要）	・特例措置の対象（現行制度の概要） <table><tr><td>課税主体</td><td>償却資産所在の市町村（東京都23区の区域内は東京都が課税）</td></tr><tr><td>課税客体</td><td>償却資産</td></tr><tr><td>納税義務者</td><td>償却資産の所有者</td></tr><tr><td>評価方式</td><td>旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。</td></tr><tr><td>税率</td><td>標準税率 1.4%</td></tr></table> ・特例措置の内容 償却資産に係る固定資産税については、国際的にも希な税制であり、企業の投資の阻害要因となっていることから、地方法人課税全体の中で、その廃止を含めた検討が引き続き必要。			課税主体	償却資産所在の市町村（東京都23区の区域内は東京都が課税）	課税客体	償却資産	納税義務者	償却資産の所有者	評価方式	旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。	税率	標準税率 1.4%
課税主体	償却資産所在の市町村（東京都23区の区域内は東京都が課税）												
課税客体	償却資産												
納税義務者	償却資産の所有者												
評価方式	旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。												
税率	標準税率 1.4%												
関係条文	地方税法 第341条、地方税法施行令 第49条 他												
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）												
要望理由	（1）政策目的 ○ 我が国産業の空洞化とそれに伴う雇用機会の喪失が懸念される中、企業の国際競争力の強化及び国内立地の促進等を図るためには、企業の設備投資環境の改善を図ることが急務であり、赤字の中小企業を含め広く設備投資を喚起することが必要である。 ○ このため、国際的に稀で国内における設備投資の阻害要因となっている償却資産に対する固定資産税のあり方を見直すことで、新規の設備投資を促進し、老朽化した設備の入替による生産性の向上や新規立地の増加を図ることにより産業の空洞化に歯止めをかける。 （2）施策の必要性 ○ 企業は新規投資を行う際、償却資産に係る固定資産税負担を含めて採算性を判断することとなるが、海外には同様の制度を有する国は少ないことから相対的に国内投資の採算性が低下することとなり、企業の設備投資判断に悪影響を与えている。 ○ 国内における設備投資が減少傾向にある中、投資あたりの収益率を改善するとともに、国外から国内へと投資先を変更するための判断要因の一つとして当該措置を実施することは極めて重要である。												
本要望に対応する縮減案	—												

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤 (関連する閣議決定等) ○ 法人税の改革について（平成 26 年 6 月 27 日政府税制調査会取りまとめ）（抄） 2. 具体的な改革事項 （8）地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に） ② 改革の方向性 （略） また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
	政策の達成目標	国内における新規設備投資を促進し、企業の競争力強化、国内の新規立地と事業継続を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化に資する投資・国内立地の促進
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	継続要望

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	21	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地方法人課税の見直し		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <u>法人住民税</u> <u>均等割</u> 資本金等の額等に応じて定額の負担を求める。 [税率] 道府県民税 : 2～80万円 市町村民税 : 5～300万円 <u>法人税割</u> 法人税額に応じた負担を求める。 [税率] 道府県民税 : 法人税額の3.2% 市町村民税 : 法人税額の9.7% <u>法人事業税</u> ○電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 ・<u>資本金1億円超の普通法人</u> 所得割（税率：1.0%）※年800万円超の所得 外形標準課税（付加価値割：1.2%、資本割：0.5%） ・<u>資本金1億円以下の普通法人</u> （所得割（税率：7.0%）※年800万円超の所得） ○電気供給業（発電及び小売電気事業者以外）・ガス供給業・保険業 （収入割（税率：1.3%）） ○電気供給業（発電及び小売電気事業者） ・<u>資本金1億円超の普通法人</u> 収入割（税率：1.05%） 外形標準課税（付加価値割：0.37%、資本割：0.15%） ・<u>資本金1億円以下の普通法人</u> （収入割（税率：1.05%）所得割（税率：1.85%）） <u>特別法人事業税</u> ○電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 ・<u>資本金1億円超の普通法人</u> （基準法人所得割額 × 260.0%） （外形課税対象法人） ・<u>資本金1億円以下の普通法人</u> （基準法人所得割額 × 37.0%） ○電気供給業（発電及び小売電気事業者以外）・ガス供給業・保険業を営む法人 （基準法人収入割額 × 30.0%） ○電気供給業（発電及び小売事業者） ・<u>資本金1億円超の普通法人</u> （基準法人収入割額 × 40.0%） （外形課税対象法人） ・<u>資本金1億円以下の普通法人</u> （基準法人所得割額 × 40.0%） ・特例措置の内容 ○地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方とその中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。 関係条文 地方税法 第二章 道府県の普通税 第一節 道府県民税、第二節 事業税 ／第三章 市町村の普通税 第一節 市町村民税 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 等		

減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	(1) 政策目的 ・ 地域的な偏在性が大きく、景気の動向に左右され税収が不安定な地方法人二税について地方税全体の中でそのあり方を見直すことにより、日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進、国内雇用の確保を図る。 (2) 施策の必要性 ・ 我が国産業の空洞化とそれに伴う雇用機会の喪失が懸念される中、企業の国際競争力の強化及び国内立地の促進を図るための環境改善が急務。 ・ このため、法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討し、地方法人課税のあり方を見直す必要がある。 ・ また、その際は、以下のような指摘も踏まえつつ、検討していく必要がある。 1. 法人所得の地理的偏在により、自治体間の税収格差につながっている。 2. 他の税項目に比べ変動が大きく、自立的・安定的な地域的経営を行う基幹税として問題がある。 3. 応益性の観点から、行政サービスの受益と企業の税負担のバランスが不明瞭である。 4. 選挙権を行使できない法人に対して、自治体が超過課税を行っている。
本要望に 対応する 縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤 (関連する閣議決定等) ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2115 について（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抄） （１）歳入改革 ② 税制の構造改革 （改革の基本方針） i) 成長志向の法人税改革 ・ 現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。 ○ 法人税の改革について（平成 26 年 6 月 27 日政府税制調査会取りまとめ）（抄） 1. 法人税改革の趣旨 （略） 国・地方の法人税率の 3 分の 1 を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討しなければならない。 2. 具体的な改革事項 （８）地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に） ② 改革の方向性 （略） また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
	政策の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	企業立地環境の改善により、企業の競争力の強化、外資系企業の立地促進、国内雇用の確保等の効果が見込まれる。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	継続要望

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	22	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	事業所税のあり方の検討		
要望内容 (概要)	○事業所税は、人口30万以上の市で地方税法及び同施行令で定める市において、従業者給与総額（従業者割）と事業所床面積（資産割）に応じて課されるため、企業の担税力や経営状況にかかわらず課税される結果、不合理であるとの指摘がある。また、資本金1億円超の企業においては、課税標準が重複している外形標準課税に加えて、更に過剰な負担であるとの指摘がある。こうした指摘を念頭におきつつ、事業所税の制度創設時の目的を再確認した上で、本制度が本当に存在意義を有するか、速やかに検証することが求められる。		
関係条文	〔 地方税法第4章第5節事業所税 等 〕		
減収 見込額	〔初年度〕 — （ — ） 〔平年度〕 — （ — ） 〔改正増減収額〕 — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 （2）施策の必要性		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤 (関連する税制改正大綱、閣議決定等) 【法人税の改革について】(平成 26 年 6 月 27 日 政府税調とりまとめ) 1. 法人税改革の趣旨 国・地方の法人税率の 3 分の 1 を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討しなければならない。 2. 具体的な改革事項 (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に) また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

	予算上の措置等の 要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	継続要望

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	23	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直し及び延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の認定を受けた特定高度情報通信技術活用システム導入計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は15%の税額控除が選択適用できる。 ・ 特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。 ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形でより効果的に5Gインフラを整備するための所要の見直しを行う。		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の12の6、第68条の15の6の2 租税特別措置法施行令第27条の12の6、第39条の47 租税特別措置法施行規則第20条の10の2、第22条の33		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 Society 5.0の実現に向けた基幹インフラである5Gについて、主務大臣の認定に基づき、安全性・信頼性、オープン性の確保された5Gシステムの導入を支援することで、安全・安心な5Gインフラの構築を図る。また、国内通信キャリアが整備する5G基地局について、ベンダーの多様化・オープン化に資する形で導入を支援することで、多様なベンダーの新規市場参入及び通信キャリア自身のネットワーク管理能力の向上を図る。 また、令和4年度以降に商用導入の本格化が見込まれるローカル5Gについて、安全性・信頼性の確保された5Gシステムの導入を引き続き支援することで、早期かつ確実な普及を図る。 (2) 施策の必要性 5Gは、Society 5.0の基幹インフラであり、その実現は、企業の生産性向上につながるだけでなく、防災やエネルギーなど、幅広い分野における社会課題解決に結びつくことが期待されるため、地域経済も含め、着実に普及していくことが必要である。 また、5Gにより、サイバー空間と現実空間の高度な融合が実現することを踏まえれば、その基幹インフラには、高度の安全性・信頼性が求められる。この点は令和2年度税制改正要望時から更に高まっており、諸外国においても安全・安心な5Gシステムの導入に向けた取り組みが進むとともに、様々なベンダーの成長・参入を促すために必要なベンダー多様化・オープン化に対する期待が高まっている。 このため、主務大臣の認定（①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性等）に基づき、安全で信頼できる5Gインフラの普及および多様なベンダー育成を促進するための税制上の措置を講ずる。		

	なお、全国5Gシステムについて今回の改正要望において、ベンダーの多様化と基地局のオープン化に資する形でより効果的に5Gインフラを整備するための所要の見直しを行う。 ローカル5Gについては、地域や産業分野の個別ニーズに合わせ、地域ごとの課題にきめ細かく対応できることから、生産性向上等の効果が大いに期待される。一方、ローカル5Gは現時点では導入コストが低廉化していないため、ローカル5G導入による採算性を見込むことが容易でなく、サービスの円滑な導入、安全で信頼できるシステム構築に懸念がある。 また、ローカル5Gの出荷は令和3年度以降順次拡大する見込みであり、商用導入の本格化は令和4年度以降となる見込みであるところ、本格的な商用導入開始時期に導入支援を実施することは重要である。 このため、ローカル5Gシステムを導入する事業者に対して、引き続き税制特例措置を講ずることにより、安全で信頼できるローカル5Gシステムの円滑な導入を推進する必要がある。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	産業育成 データ利活用 ○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号） （目的） 第一条 この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この章及び第二十八条において同じ。）を確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。 ○成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定） 第2章 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 2. 5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G（ビヨンド5G）の推進 安全・安心な5Gの情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を推進する。今後の産業用途への拡大に必要な多数同時接続や超低遅延の機能が強化された5G（ポスト5G）、さらには6G（ビヨンド5G）の技術開発を推進する。 ○成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） 1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 （2）5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G（ビヨンド5G）の推進 i）安心安全な5G・ローカル5Gやポスト5Gの推進 ・低遅延や多数同時接続が可能となる全国5G・ローカル5Gの整備を、サイバーセキュリティやオープン性を確保しつつ推進するため、5G法に基づく税制支援措置等を行う。 ・5Gについて、我が国の0-RANやvRANの取組に対する5G法による税制支援等の成果やシステム実用化の状況も踏まえつつ、G7各国等と連携してオープン化とベンダーの多様化によるセキュリティと強靱性の確保を進めるとともに、我が国企業の5Gに係る製品・システムの海外展開を推進する。 ○経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～ 2. 官民挙げたデジタル化の加速 （2）民間部門におけるDXの加速 デジタル基盤整備を加速し、マイナンバー制度等これまで構築した基盤も活用しながら、民間部門全体におけるDXやデジタル投資の加速に官民一体で取り組み、経済社会全体の生産性を徹底的に引き上げていく必要がある。 このため、DXの基盤である5Gの整備計画を税制支援も通じて加速し、地域カバー率を2023年度末に98%まで高めるとともに、ローカル5Gの開発実証等を進める。 ○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定） ・第五世代移動通信システム（5G）や光ファイバといった高度情報通信ネットワークの整備・維持・充実を図っていく必要がある。 ・5G、ローカル5Gの整備については、税制支援措置等により安全性やオープン性等を確保しつつ推進するほか、ローカル5G開発実証を通じた5Gのソリューションの創出に取り組みつつ、携帯電話事業者による5Gのソリューションと併せて、多くの企業等において提供・利用しやすい仕組みの検討を行い、令和4年度（2022年度）中にその試行を開始する。 ○まち・ひと・しごと創生基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） ・通信事業者等による5G基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を行うとともに、インフラシェアリングを活用した基地局整備を促進し、その整備を加速する。その際、5G、ローカル5Gの整備については、税制支援措置等により、安全性やオープン性等を確保しつつ推進する。
-----	-------------------	--

	政策の 達成目標	○Society5.0の実現に向けた基幹インフラである5Gについて、税制に係る所要の見直しをした上で主務大臣の認定に基づく支援を行うことにより、安全で信頼できる5Gシステムの普及を実現するとともに、ベンダーの多様化及び通信キャリアの主体的なネットワーク管理を実現する。 ○ローカル5Gについて、税制特例措置を引き続き講ずることにより、安全で信頼できるローカル5Gシステムの更なる円滑な導入を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	【全国5G】 ベンダーの多様化・オープン化に資する形での5G基地局の導入を支援し、安全・安心な5Gシステムの普及を図る。 【ローカル5G】 ローカル5Gシステム導入を支援し、円滑な市場拡大と価格の低減を目指す。
	政策目標の 達成状況	【全国5G】 各通信キャリアは全都道府県で5Gサービスを開始し、大規模な整備計画を発表するなど、5G基地局の整備は進展中。 【ローカル5G】 令和2年12月にローカル5G用周波数を拡大し免許人も増加。本格的な商用導入が今後進展。
有効性	要望の措置の 適用見込み	<適用件数> 令和4年度：精査中 令和5年度：精査中 <適用額> 令和4年度：精査中 令和5年度：精査中
	要望の措置の 効果見込み （手段としての 有効性）	全国5G及びローカル5Gとも、令和2年度実績と比較し適用事業者数は増加する見込み。本要望措置により、多様な主体による安全・安心な5Gシステムの普及が見込まれ、政策手段として適当である。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	国税：法人税・所得税に係る30%の特別償却又は15%の税額控除 地方税：固定資産税に係る課税標準の特例措置

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	安全・安心な5Gシステムの普及という政策目的を達成する上で、コスト負担が生じる事業者に対し、一定の要件を設けた上で、税制措置を講じインセンティブを付与することは、政策手段として適当である。

税負担軽減措置等の適用実績	令和 2 年度 適用件数実績：66 件 減収額実績：（法人税）88 百万円 （法人住民税）6.19 百万円
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	安全・安心な 5 G システムの普及が進展。なお、令和 2 年度は、税制適用条件である法律認定が令和 2 年 12 月となり、適用実績は 4 ヶ月という限られた期間によるもの。今後は適用件数が増加する見込み。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和 2 年度 創設

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	24	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特別措置法」という。）第二条第三項に規定する発電設備）（※）に係る課税標準の特例について、2年間延長する。 ※太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備 ・ 特例措置の内容 上記設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減する。 ・ 太陽光発電設備（再エネ特別措置法の認定に係るものを除く。自家消費型補助金の交付を受け取得した設備に限る。)) 1,000kW 以上 3/4 (7/12～11/12) 1,000kW 未満 2/3 (1/2～5/6) (以下の4設備は再エネ特別措置法の認定に係るものに限る。) ・ 風力発電設備 20kW 以上 2/3 (1/2～5/6) 20kW 未満 3/4 (7/12～11/12) ・ 中小水力発電設備 5,000kW 以上 3/4 (7/12～11/12) 5,000kW 未満 1/2 (1/3～2/3) ・ 地熱発電設備、 1,000kW 以上 1/2 (1/3～2/3) 1,000kW 未満 2/3 (1/2～5/6) ・ バイオマス発電設備 1万 kW 以上 2/3 (1/2～5/6) 1万 kW 未満 1/2 (1/3～2/3) ※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上記の括弧書の間で設定）。		
関係条文	地方税法附則第15条第27項、同法施行規則附則第6条第55項～第61項		
減収 見込額	[初年度] ー (▲1,924) [平年度] ー (▲1,924) [改正増減収額] ー (単位：百万円)		

要望理由	(1) 政策目的 第5次エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）において、再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギー源と位置づけられており、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく方針を示している。 また、エネルギー計画に基づいて施策を講じた場合の将来のエネルギー需給構造の見通しを示した長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）においては、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%程度とすることとされている。 一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストが高いといった経済面での課題が存在するところ、再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けては、発電コスト削減と再エネ特別措置法の措置による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進する必要がある。 (2) 施策の必要性 現在、エネルギーミックスの実現や再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、再エネ特別措置法の適切な運用に加え、再エネ特別措置法における入札制度の導入・中長期目標の設定を通じたコスト低減の促進、技術や事業モデルの確立に向けた技術開発・実証、系統制約を克服するための関連制度の見直しなどの総合的な支援を行っているところ。 上記の政策目的を達成し、再生可能エネルギーを我が国に根付いたエネルギーとしていくためには、これらの制度、予算、規制改革等の政策措置に加え、税制面での優遇措置により、発電事業者等に対する政策誘導を行う必要がある。 具体的には、再生可能エネルギーの開発初期には、不具合への対処や様々な技術的調整により追加費用が発生するとともに、売電収入が得られないためにキャッシュフローのひっ迫が生じるところ、これが負担となって発電事業者の投資判断に負の影響を与えている。一方、再エネ特別措置法による支援は、売電収入により長期的な資金回収を担保するものであるため、こうした事業リスクには対応することができない。このため、本制度によって、事業者の初期のキャッシュフロー確保を直接支援することにより、事業開始前後で極大化する事業リスクを低下させ、事業者の投資判断を確実にし、さらには再投資の拡大を図ることが重要である。
本要望に対応する縮減案	なし

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 新エネルギー・省エネルギー
	政策の達成目標	エネルギーミックス（平成 27 年 7 月）に掲げられた、2030 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とするという目標を踏まえ、電源毎の実態に即した再生可能エネルギーを最大限導入する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間の延長
	同上の期間中の達成目標	2030 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合 22～24%に向けて、適用対象年度において着実に再エネ設備の導入を促進する。
	政策目標の達成状況	発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（目標：2030 年度に 22～24%） （出典：総合エネルギー統計（確報値）） ※（）内は水力を除く数値 2015 年度 14.3%（5.9%） 2016 年度 14.6%（7.0%） 2017 年度 16.0%（8.1%） 2018 年度 16.9%（9.2%） 2019 年度 18.1%（10.3%） 再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在 18.1%（水力を除いて 10.3%）であり、目標達成には、本税制措置により一層、再エネ導入を促進する必要がある。
有効性	要望の措置の適用見込み	令和 4 年の適用件数：220 件（推計）
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。 再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年 6 月末までで約 2,060 万 kW であったところ、令和元年 3 月末までで累計約 5,460 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。 令和元年度に実施したアンケート調査によると、再エネ特別措置法の認定に係る設備について、全体の約 5 割が特例措置を活用したと回答しており、本税制措置により太陽光発電については、F I T 認定設備を税制の対象としていた平成 27 年度までは約 1,630 万 kW、自家消費設備を税制の対象としていた平成 28 年度以降は約 4 万 kW、太陽光以外の発電については、制度開始以降に約 280 万 kW の導入促進効果があったとみられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし

	予算上の措置等の要求内容及び金額	○予算措置（令和３年度） 「PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」（50 億円、※環境省計上予算、経済産業省連携事業）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	課税標準の特例は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するもの。他の支援措置と比較して、設備取得者があまねく恩恵を受けることができ、すそ野の広い支援措置であることが特徴である。他の支援措置の目的等は以下のとおり。 ○再エネ特別措置法による支援措置（固定価格買取制度等） 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府が定めた調達価格・調達期間買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。 ○財政投融资（日本政策金融公庫） 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、低利融資を行うことで、再生可能エネルギー発電設備等の導入に必要な資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図ることにより、イニシャル面及びランニング面で支援するもの。
	要望の措置の妥当性	平成 24 年 7 月の再エネ特別措置法の施行後、各電源において一定程度導入が進んでいるものの、最も導入が進んだ太陽光発電においてもエネルギーミックスに対する導入進捗率は約 87% であり、導入が進んでいない地熱発電では約 40%にとどまるなど、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上ではさらなる措置を講じていく必要がある。 エネルギーミックスにおいては、「地熱、水力、バイオマスについては、物理的限界まで導入することで原子力を代替」、「大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る」との方針が示されている。上記の導入状況を踏まえ、この目標を実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き再エネ特別措置法の認定に係る設備を特例措置の対象とする。 再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準の軽減措置を継続することで、長期的な投資インセンティブの確保による再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。

税負担軽減措置等の適用実績	平成 29 年度 適用件数 309 件 減収額 18,353 百万円 平成 30 年度 適用件数 343 件 減収額 11,450 百万円 令和元年度 適用件数 459 件 減収額 3,886 百万円 令和 2 年度 適用件数 251 件（推計） 減収額 1,822 百万円（推計） 令和 3 年度 適用件数 220 件（推計） 減収額 1,828 百万円（推計） ＜推計方法＞ 減収額について、令和元年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載の実績値を基に記載。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 【平成 29 年度】適用総額（課税標準）：1,310,925 百万円 【平成 30 年度】適用総額（課税標準）：817,865 百万円 【令和元年度】適用総額（課税標準）：277,540 百万円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。 再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年 6 月末までで約 2,060 万 kW であったところ、令和元年 3 月末までで累計約 5,460 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。 令和元年度に実施したアンケート調査によると、再エネ特別措置法の認定に係る設備について、全体の約 5 割が特例措置を活用したと回答しており、本税制措置により太陽光発電については、F I T 認定設備を税制の対象としていた平成 27 年度までは約 1,630 万 kW、自家消費設備を税制の対象としていた平成 28 年度以降は約 4 万 kW、太陽光以外の発電については、制度開始以降に約 280 万 kW の導入促進効果があったとみられる。
前回要望時の達成目標	○長期エネルギー需給見通し（平成 27 年 7 月） 2030 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とする。

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	再生可能エネルギーは、再エネ特別措置法を中心とした様々な支援施策により導入が進みつつあるものの、安定供給やコストの面で課題も残っており、導入量もいまだ目標達成の途上にある。2030 年度のエネルギーミックス達成に向けて、研究開発や規制の合理化等の政策を動員して進めているところであり、本税制措置は設備導入促進を図る措置として、引き続き継続する必要がある。 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（目標：2030 年度に 22～24%） （出典：総合エネルギー統計（確報値））※（）内は水力を除く数値 2015 年度 14.3% (5.9%) 2016 年度 14.6% (7.0%) 2017 年度 16.0% (8.1%) 2018 年度 16.9% (9.2%) 2019 年度 18.1% (10.3%)
これまでの要望経緯	平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を 3 分の 2 とする特例措置が創設 平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を 1 年間延長の上、廃止（サンセット）。 平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設 平成 26 年度 適用期限の 2 年延長 平成 28 年度 適用期限を 2 年延長し、地熱発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備については軽減率を 1／3 から 1／2 へ深掘り。 平成 30 年度 適用期限を 2 年延長し、5 電源それぞれについて、発電規模に応じて割合を一部縮減 令和 2 年度 適用期限を 2 年延長し、中小水力発電設備については発電規模に応じて割合を一部縮減

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

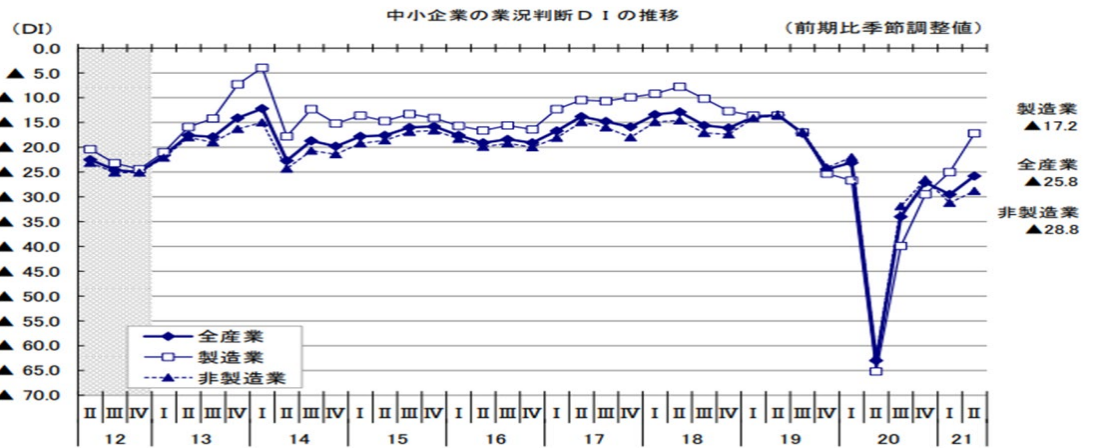
No	25	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 法人の支出した交際費等は、原則損金不算入とされているが、中小企業（資本金1億円以下の法人）については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入を認める措置。 ・特例措置の内容 交際費課税の特例の延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第61条の4において措置された場合、国税との自動連動を図る。）		
関係条文	地方税：地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 国税：租税特別措置法第61条の4、第68条の66、租税特別措置法施行令第37条の4、第37条の5、第39条の93、第39条の94、第39条の95、租税特別措置法施行規則第21条の18の4、第22条の61の4		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。こうした中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。 （2）施策の必要性 一般的に中小企業は、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られている。そのため、交際費を支出することによって、取引の拡大や事業活動の円滑化を図っており、中小企業にとって交際費は不可欠な販売促進手段となっている。 また、中小企業の交際費支出は、飲食店での消費や贈答品の購入等が多いことから、飲食業や小売業等の需要喚起にも資するものである。 そのため、本税制措置を延長し、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化を支援するとともに、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵を行き渡らせることが必要である。		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
	政策の達成目標	本税制措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的としており、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵が行き渡ることを確認するため、中小企業の業況判断DI（中小企業景況調査）の数値等を参考にする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	我が国経済は緩やかな回復基調が続いていたものの、新型コロナウイルスの影響により中小企業の景況感は急激に悪化。足下では持ち直しの動きがみられるものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲25.8（令和3年4～6月）となっている。 中小企業の業況判断DIの推移（前期比季節調整値） 製造業 ▲17.2 全産業 ▲25.8 非製造業 ▲28.8 （出典）「中小企業景況調査」（中小企業庁）
有効性	要望の措置の適用見込み	本税制措置は資本金1億円以下の中小企業の9割以上に広く利用されている措置。交際費支出は中小企業の事業活動に必要不可欠であり、引き続き多くの中小企業の利用が見込まれる。 ○交際費等支出法人数及び損金算入額の見込み（資本金1億円以下） 令和4年度 1,984,433 社(2,413,714 百万円) 令和5年度 1,984,433 社(2,413,714 百万円) ※「会社標本調査」（国税庁）より推計（中小企業庁が実施した委託調査では、交際費を支出する中小企業の9割以上が飲食費を支出先として挙げているところ、外食産業市場動向調査（（一社）日本フードサービス協会）によると、飲食サービス業の令和2年の売上は前年比84.9%であることに鑑み、令和2年度の実績は、令和元年度の実績に0.849を乗じたもので推計している。また、新型コロナウイルスの収束時期も不透明であるところ、令和4、5年度の実績についても令和2年度と同程度と推計する。）

	要望の措置の	交際費は取引先との関係維持・拡大、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、交際費について、税制上の優遇を施すことで、営業活動を支援することは手段として有効である。
	効果見込み (手段としての有効性)	なお、中小企業庁が実施した委託調査では、交際費の必要性について「既存顧客との取引を維持・拡大するために必要」という回答が72.4%、「新規顧客を開拓するために必要」という回答が37.8%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定量的に把握できる。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費を損金に算入することは認められていない。これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。 しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、取引の拡大や事業活動の円滑化の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。 中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、本税制措置の適用期限を延長することで、中小企業の営業活動を促進し、中小企業の経済活動の活性化を支援することは妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	○過去5年間の交際費等支出法人数及び損金算入額(資本金1億円以下) 平成29年度 2,298,910社(2,664,107百万円) 平成30年度 2,327,153社(2,780,092百万円) 令和元年度 2,337,377社(2,843,009百万円) 令和2年度 1,984,433社(2,413,714百万円) 令和3年度 1,984,433社(2,413,714百万円) ※令和元年度までは「会社標本調査」(国税庁)の実績。令和2年度以降は推計(中小企業庁が実施した委託調査では、交際費を支出する中小企業の9割以上が飲食費を支出先として挙げているところ、外食産業市場動向調査((一社)日本フードサービス協会)によると、飲食サービス業の令和2年の売上は前年比84.9%であることに鑑み、令和2年度の実績は、令和元年度の実績に0.849を乗じたもので推計。また、新型コロナウイルスの収束時期も不透明であるところ、令和3年度の実績は令和2年度と同程度と推計。)
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	中小企業庁が実施した委託調査では、本税制措置の定額控除限度額(800万円)が小さくなった場合、11.7%の企業が交際費の支出額が減少すると回答し、本税制措置の損金算入割合(100%)が縮小された場合、14.5%の企業が交際費等支出額を減らすと回答した。また、33.3%の企業が交際費の支出により売上高が一定程度向上したと回答しており、本税制措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることが分かる。 これらのことから、中小法人にとって必要不可欠な営業経費である交際費について定額控除限度額までの損金算入を認める本税制措置は中小企業の経営安定化や事業の活性化に寄与しており、有効な税制措置である。
前回要望時の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	コスト削減傾向の中、交際費については、平成26年度税制改正による効果もあり、令和元年度までは、損金算入額は右肩上がりで実績が伸びている。本税制措置によって、中小企業の営業活動の促進に一定の効果があったと考えられる。(上記「租税特別措置の適用実績」参照) 一方で、我が国経済は緩やかな回復基調が続いていたものの、新型コロナウイルスの影響により中小企業の景況感は急激に悪化。足下では持ち直しの動きがみられるものの、直近の中小企業の業況判断DIIは▲25.8(令和3年4～6月)となっている。



(出典)「中小企業景況調査」(中小企業庁)

(参考) 最近の交際費課税における主な改正

	対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等
昭和 57 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円)
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円)
平成 6 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 90%
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 10 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 80%
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 14 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 15 年度	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 18 年度	全法人	一人当たり 5000 円以下の飲食費 (社内飲食費を除く) について、 一定の要件のもとで交際費の範囲 から除外。
平成 21 年度 (経済危機 対策)	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (600 万円) × 90%
平成 25 年度	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (800 万円) (定額控除限度額までの 10% の損 金不算入措置を廃止)
平成 26 年度	1 億円超	飲食費 50% まで損金算入
	1 億円以下	定額控除限度額 (800 万円) まで の損金算入又は飲食費 50% まで損 金算入の選択適用
平成 28 年度	2 年間の延長 (平成 29 年度末まで)	

これまでの要望経緯

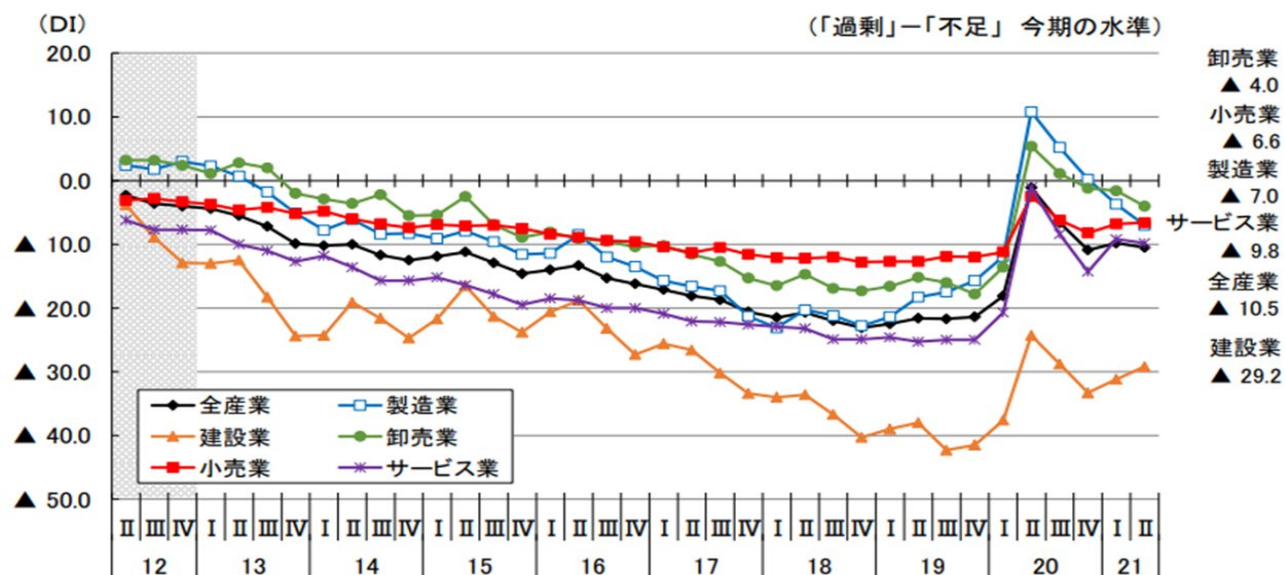
	平成 30 年度	2 年間の延長（令和元年度末まで）	
	令和 2 年度	対象法人から資本金の額等が 100 億円を超える法人を除外した上で 2 年間の延長（令和 3 年度末まで）	

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	26	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 従業員 500 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。 ・ 特例措置の内容 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税及び事業税についても同様の効果を適用する。（国税との自動連動を図る。）		
関係条文	〔（所得税）租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5） 〔（法人税）租税特別措置法第 67 条の 5、第 68 条の 102 の 2、租税特別措置法施行令第 39 条の 28、第 39 条の 124）		
減収見込額	[初年度] — i (▲17,926) [平年度] — i (▲17,926) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。 （２）施策の必要性 中小企業は人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であることから、本税制措置により減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減を図ることは不可欠である。 中小企業庁が実施した委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、60.5%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。 そのため、本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図ることが必要不可欠である。 ＜参考 1＞中小企業における経理人数 平成 20 年：約 2.7 人 令和 2 年：約 1.9 人（▲ 0.8 人） （出典）「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」、中小企業庁委託調査より算出。		

＜参考2＞中小企業の従業員数過不足DIの推移（令和3年4～6月期）



(出典) 中小企業景況調査

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
	政策の達成目標	本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年（令和6年3月31日まで）
	同上の期間中の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が20%以下の水準に到達することを目指す。
	政策目標の達成状況	・売上高に対する販売費及び一般管理費比率（資本金1億円未満の企業） 平成24年度 26.5% 平成25年度 26.1% 平成26年度 26.2% 平成27年度 26.9% 平成28年度 27.4% 平成29年度 26.5% 平成30年度 27.8% 令和元年度 28.5% （参考）資本金1億円以上の企業における当該比率の状況 平成24年度 15.9% 平成25年度 15.4% 平成26年度 15.5% 平成27年度 16.3% 平成28年度 16.4% 平成29年度 16.0% 平成30年度 15.1% 令和元年度 16.0% （出典）「法人企業統計調査（年次別）」財務省
有効性	要望の措置の適用見込み	令和4年度 法人：668,301社、個人：41,648者 令和5年度 法人：698,374社、個人：43,522者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	中小企業は従業員数が少ないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	○少額減価償却資産の特例の利用業種（令和元年度）					
	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業
	割合（％）	1.9％	0.1％	19.7％	13.7％	7.6％
	業種	小売業	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	
	割合（％）	8.3％	4.2％	1.2％	8.6％	
	業種	運輸通信公益事業	サービス業	その他		
	割合（％）	3.5％	29.2％	2.1％		
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	道府県民税：1,622,606 千円 事業税：13,504,740 千円 市町村民税：4,918,523 千円 地方法人特別税：5,834,048 千円 （出典）「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（令和元年度）（単体法人、連結法人）					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置は、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることによる減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本税制措置創設以降、中小企業庁が実施した委託調査によると月に約 3 時間の事務負担の軽減につながっていると回答。					
前回要望時の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本税制措置による事務負担の軽減により、中小企業における間接部門にかかる費用は一定程度軽減に寄与していると考えられる。しかし、深刻な人手不足等に直面している中小企業において、人件費の増加等により、売上高に対する販売費及び一般管理費比率は 20％を上回る状況であり、目標達成には至っていない。 ＜中小企業の販売費及び一般管理費中の人件費＞ 平成 28 年度 48,844 億円 平成 29 年度 53,603 億円 平成 30 年度 58,591 億円 令和元年度 58,653 億円 （出典）「中小企業実態基本調査」中小企業庁					
これまでの要望経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末まで） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末まで） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末まで） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末まで） 平成 26 年度 2 年間の延長（平成 28 年 3 月末まで） 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（平成 30 年 3 月末まで） 平成 30 年度 2 年間の延長（令和 2 年 3 月末まで） 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（令和 4 年 3 月末まで）					

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	27	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する公害防止施設（汚水又は廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。 ・特例措置の内容 対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率（1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）を乗じて得た額を課税標準とする。		
関係条文	地方税法附則第15条第2項第1号、地方税法施行令附則第11条第5項、 地方税法施行規則附則第6条第13項		
減収見込額	[初年度] —（▲127） [平年度] —（▲213） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 公害防止対策については、昭和40年代に比べて環境基準達成率が改善するなどの成果を収め、公害防止対策先進国として諸外国からも高い評価を得ているところであるが、環境負荷物質や有害物質の科学的解明等に伴い、今後も対策を講じるべき分野は数多い。直近の例としては、有害物質の耐容一日摂取量の評価変更に伴う水質環境基準健康項目の基準強化が挙げられる。 このため、引き続き、事業者の公害防止施設の設置に対する特例措置を講じることで、事業者の経済的負担を軽減し、公害防止設備の投資促進を図ることにより、事業者の一層の環境負荷物質低減対策を促進し、産業公害の防止及び良好な生活環境の保全を図る。 （2）施策の必要性 水質分野においてはこれまで、水質総量削減や排水規制、地下水汚染防止規制への対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等、事業者の公害防止設備投資に係る負担が上昇しており、また、必要に応じこれら規制の見直し（暫定排水基準の見直し等）も進められている。 このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 環境
	政策の達成目標	環境基本法に基づく環境基準の維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。具体的には、水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されている業種に対して適正な排水処理を促し、全業種で一般排水基準を遵守することにより、公共用水域における水質環境基準の達成・維持を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間の適用期限の延長を要望。
	同上の期間中の達成目標	水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されているのべ25業種のうち15業種については、同上の期間中に適用期間を迎えることから、適正な排水処理を促し、一般排水基準への移行を促進する。
	政策目標の達成状況	環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBOD、CODについては、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、令和元年度の環境基準達成率は全体で89.2%（前回要望時（平成29年度。以下同じ）：89.0%）と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。 なお、平成13年以降、水質汚濁防止法による一般排水基準が追加・強化された際に暫定排水基準が適用されていたのべ78業種のうち、59業種が一般排水基準に移行しており、一定の成果が見られる。
有効性	要望の措置の適用見込み	令和3年度（見込）：適用件数1,138件、取得価額15,436百万円、減収額88百万円 令和4年度（見込）：適用件数1,202件、取得価額22,208百万円、減収額127百万円 （経済産業省推計）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	水質分野の環境基準については、昭和50年頃の生活環境項目のBOD、CODに関する全体の環境基準達成率は55%程度であったところ、令和元年度の環境基準達成率は89.2%と大きく改善しており、水質環境の改善が図られてきたところである。 他方で、今後、更なる規制強化が見込まれる中、現在、暫定排水基準が適用されている業種はのべ25業種あり、全業種が一般排水基準に移行し、公共用水域における水質環境基準の達成・維持を図るためには、本制度の延長が必要。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	事業所税の課税標準の特例措置 事務所等を対象としている事業所税の課税標準の軽減措置と併せ措置することによって、事業者に対するインセンティブの効果を高め公害防止用設備の取得を促進。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	【財政投融資】株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 概要：中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る設備の導入・更新等を行う場合に、特別利率による融資を受けることができる。 （限度額：中小企業事業7億2千万円以内、国民生活事業7200万円以内、期間：20年以内）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	【財政投融資】株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 当該融資制度は、中小企業が公害防止設備の導入やPCB廃棄物の処理等を実施するために必要な資金を円滑に調達できるようにするための制度となっている。 一方の本税制は、上記融資制度の対象となっていない中堅企業等を含めた幅広い範囲の企業が公害防止設備を導入した際のランニングコストの低減に寄与するものである。
	要望の措置の妥当性	環境対策設備の導入は事業者が取り組むべき課題の一つであるものの、環境規制は年々厳しくなっており、その都度、事業者には設備導入等の負荷がかかる側面がある。 加えて環境対策設備の導入は幅広い業種に求められており、かつ、非収益設備であることから、環境規制の円滑な施行の観点から、税制優遇による措置が必要である。

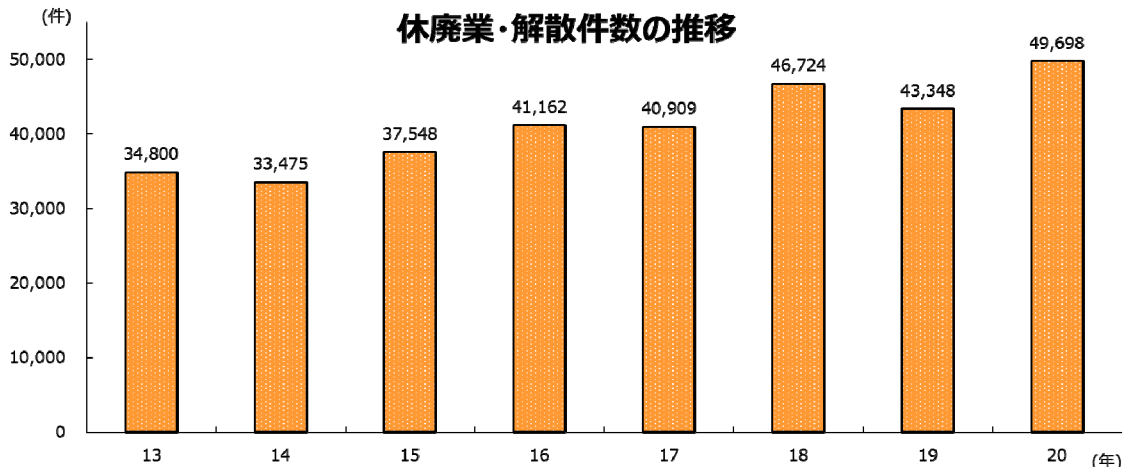
税負担軽減措置等の適用実績	【過去5年間の実績】 平成28年度：適用件数4,087件、取得価額18,556百万円、減収額141百万円 平成29年度：適用件数3,728件、取得価額19,260百万円、減収額147百万円 平成30年度：適用件数3,594件、取得価額23,585百万円、減収額180百万円 令和元年度：適用件数3,623件、取得価額28,653百万円、減収額164百万円 令和2年度：適用件数1,380件、取得価額16,735百万円、減収額96百万円 （初年度ベース、経済産業省調べ）
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ②適用実績：公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第2項） 平成29年度：427,916,296千円 平成30年度：409,730,041千円 令和元年度：401,789,160千円 汚水又は廃液処理施設に係る適用金額は、上記額の内数
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	水質分野の環境基準について、生活環境項目のBOD、CODについては昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったところ、令和元年度には89.2%にまで改善しており、前回要望時（平成29年度：89.0%）の高い水準も維持しているなど、水質環境の改善が着実に進められているところである。 直近5年間の適用件数は年平均約3,300件程度の実績で推移しており、今後も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。
前回要望時の達成目標	第8次水質総量規制への各業界の適応、暫定排水基準適用業種の一律排水基準適用への暫時見直し、水質分野における環境負荷物質低減対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	・暫定排水基準の適用業種については、令和元年7月～令和3年5月の間にのべ5業種が一般排水基準に移行し、のべ5業種については暫定排水基準が強化された。また、令和3年12月にのべ3業種が一般排水基準に移行し、1業種の暫定排水基準が強化される見込みである。 ・過去2年間の適用期間中の適用件数は年平均で約2,500件となっており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。 ・排水基準を遵守するためには、高額な設備の導入が必須であるものの、非収益設備であるため、必ずしも導入が進んでいない。
これまでの要望経緯	昭和35年度 創設 昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる 平成8年度 非課税から移行（非課税→1/6） 平成22年度 軽減税率引下げ（1/6→1/3） 平成26年度 軽減税率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入（特例率：1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合） 平成30年度 対象装置からパーク装置を除外。軽減税率の引下げ（特例率を「1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」に変更） 令和2年度 脱有機酸装置及び脱フェノール装置を適用対象から除外。電気供給業を営む者が取得し電気供給業の用に供する施設を適用対象から除外。

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	28	府省庁名	経済産業省								
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）										
要望項目名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長										
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡等の再編・統合を行った際に発生する不動産取得税を以下のとおり軽減する。 <table><tr><td></td><td>計画認定時の税率 （事業譲渡の場合）</td><td>計画認定時の特例 （事業譲渡の場合）</td></tr><tr><td>土地住宅</td><td>3.0%</td><td rowspan="2">取得した不動産の価格 の1/6に相当する額を 控除</td></tr><tr><td>住宅以外の家屋</td><td>4.0%</td></tr></table> ・特例措置の内容 適用期限を2年延長する（令和6年3月31日まで）				計画認定時の税率 （事業譲渡の場合）	計画認定時の特例 （事業譲渡の場合）	土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格 の1/6に相当する額を 控除	住宅以外の家屋	4.0%
	計画認定時の税率 （事業譲渡の場合）	計画認定時の特例 （事業譲渡の場合）									
土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格 の1/6に相当する額を 控除									
住宅以外の家屋	4.0%										
関係条文	地方税法附則第11条第15項、地方税法施行令附則第7条第24項 租税特別措置法第80条第3項										
減収見込額	[初年度] — （ ▲47 ） [平年度] — （ ▲47 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）										
要望理由	（1）政策目的 親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。 （2）施策の必要性 2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。 このような状況において、平成30年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成31年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。 事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡やM&Aなど）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少し、足下で廃業も視野に入れつつM&Aを希望する比較的风险の高い案件が増加している。こうした案件については、M&Aに伴うリスクを遮断するため、引き継ぐ権利義務の範囲を個別に画定する事業譲渡の手法がとられることも多いと考えられる。 さらに、令和3年度税制改正においては、経営資源の集約化に資する税制が創設されたところであり、第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。										

	「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日 閣議決定） 第 2 章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～ 4 つの原動力と基盤づくり～ 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～ （2）活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出 感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、EC活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備																	
	政策の達成目標	本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。																	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年3月31日まで																	
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ																	
	政策目標の達成状況	休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者附則を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、約5万件となっている。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。 休廃業・解散件数の推移  <table><tr><th>年</th><th>件数</th></tr><tr><td>13</td><td>34,800</td></tr><tr><td>14</td><td>33,475</td></tr><tr><td>15</td><td>37,548</td></tr><tr><td>16</td><td>41,162</td></tr><tr><td>17</td><td>40,909</td></tr><tr><td>18</td><td>46,724</td></tr><tr><td>19</td><td>43,348</td></tr><tr><td>20</td><td>49,698</td></tr></table> (資料：東京商工リサーチ「旧廃業・解散企業」動向調査)	年	件数	13	34,800	14	33,475	15	37,548	16	41,162	17	40,909	18	46,724	19	43,348	20
年	件数																		
13	34,800																		
14	33,475																		
15	37,548																		
16	41,162																		
17	40,909																		
18	46,724																		
19	43,348																		
20	49,698																		
有効性	要望の措置の適用見込み	【適用数】 令和4年 3 件 令和5年 3 件 (いずれも令和2年度認定実績を基に中小企業庁推計) 【減収額】 令和4年 47百万円 令和5年 47百万円 (いずれも令和2年度認定実績を基に中小企業庁推計)																	

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組みを行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	・ 中小企業の経営資源の集約化に資する税制（中小企業投資損失準備金、中小企業経営強化税制、所得拡大促進税制） ・ 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置（登録免許税）
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<予算措置> ・ 事業承継・世代交代集中支援事業（令和３年度当初予算（16.2億円）） ・ 事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和２年度第３次補正予算（56.6億円）） ・ 事業承継総合支援事業（令和３年度当初予算 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業 95.0億円の内数）
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる
	要望の措置の 妥当性	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。

税負担軽減措置等の適用実績	【適用数】 令和2年度 3件（実績値） 【減収額】 47百万円（令和2年度認定実績より推計）
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【令和元年度】適用総額（課税標準（不動産の価格））：4,232千円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組みを行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。
前回要望時の達成目標	本税制措置は、中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあること等から目標達成に至っていない。
これまでの要望経緯	平成30年度 創設 令和2年度 2年延長

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	29	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。 しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。 ・ 特例措置の内容 「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。 特に、令和3年度税制改正大綱を踏まえ、以下の要望については、早期に実現すること【この場合の減収見込額は、2億円】。 ・ ヘッジニーズや価格・取引の透明性等を踏まえ、まずは、有価証券市場デリバティブ取引を損益通算の対象に追加すること ・ デリバティブ取引を利用した租税回避行為を防止するため、有価証券市場デリバティブ取引については、時価評価課税を一律に適用すること ・ 幅広い個人投資家の利便性向上の観点から、有価証券市場デリバティブ取引について、特定口座での損益通算を可能とすること		
関係条文	地方税法第71条の5、第71条の6 地方税法附則第35条の2の6、第35条の4の2 租税特別措置法第3条、第37条の12の2、第41条の14、第41条の15		
減収 見込額	[初年度] ▲ 4,600 （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — (単位：百万円)		

要望理由	(1) 政策目的 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。 (2) 施策の必要性 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。
本要望に対応する 縮減案	なし

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤
	政策の達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。 なお、要望に係る個人投資家への影響については、当庁主催令和3年7月7日公表「金融所得課税の一体化に関する研究会 論点整理」において、以下のように整理されている。 上場株式等との損益通算の対象を有価証券市場デリバティブ取引に拡大した場合、有価証券市場デリバティブ取引とその他のデリバティブ取引との損益通算が認められなくなり、一部の個人投資家にとってデメリットとなる面もあるが、個人投資家の多くが主として株式取引を行っていることを考慮すると、デリバティブ取引内の損益通算より上場株式等との損益通算のほうが、全体として得られるメリットが大きいのではないかと考えられる。 ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：90万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：2,316万口座（証券保管振替機構「株主等通知用データ」） 租税回避防止策として有価証券市場デリバティブ取引に時価評価課税を導入した場合、年末直前に自己のポジションを手仕舞う個人投資家が一定程度出てくることが想定されるが、そのような個人投資家の多くは翌年に直ちにポジションを建てると考えられ、時価評価課税が直ちにデリバティブ取引の抑制要因となるとは考えにくい。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし

	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を税制面で整備するための要望であり、予算その他の措置によっては実現することはできない。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 17 年度からの継続要望。

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	30	府 省 庁 名 経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、道路法第37条に基づき新設電柱の占用が規制されている区域や緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線類に係る固定資産税の特例措置。 ・ 特例措置の内容 道路法第37条に基づき電柱の占用が禁止又は制限されている道路の区域 課税標準を4年間1/2に軽減 上記以外の緊急輸送道路 課税標準を4年間3/4に軽減 ・ 要望の内容 道路法第37条に基づき電柱の占用が禁止又は制限されている道路の区域に接続する届出対象区域を追加 課税標準を4年間1/2に軽減【拡充】 上記以外の緊急輸送道路に接続する届出対象区域 課税標準を4年間3/4に軽減【拡充】 対象事業者に、電気事業法第2条に規定される配電事業者を追加【拡充】 適用期間を3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）延長【延長】	
関係条文	地方税法 附則第15条第32項 地方税法施行令 附則第11条第35項・第36項 地方税法施行規則 附則第6条第66項・第67項	
減収 見込額	[初年度] —（ ▲516.0 ） [平年度] ▲24.4（▲516.0） [改正増減収額] — （単位：百万円）	
要望理由	（1）政策目的 電線管理者が無電柱化に要する負担を軽減することにより無電柱化の取組を促進し、道路の防災性の向上、安全で快適な交通区間の確保、良好な景観の形成や観光振興を図る。 （2）施策の必要性 平成23年3月の東日本大震災においては、約56,000本の電柱の倒壊、電線の破断により、緊急車両の通行の支障となった。 平成28年には「無電柱化の推進に関する法律」が制定され、無電柱化を更に推進していくこととなった。 しかしながら、全国には依然として約3,600万本の電柱が建っており、減少するどころか毎年7万本ずつ増加しているのが現状である。 こうした中、令和3年3月道路法第44条の2に基づく届出対象区域の規定が追加され、また、国土交通省では令和3年5月に、新たな無電柱化推進計画を決定し、5年間で4,000kmを無電柱化することを目標とし更なる無電柱化を促進することとしたところである。 このため、電線管理者の負担を軽減させることで、更なる無電柱化のための設備投資へのインセンティブとして、本特例措置を拡充・延長させることが必要不可欠である。	
本要望に 対応する 縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	① 首都直下型地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定） 7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置 （2）膨大な人的・物的被害への対応 電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐため、無電柱化の取組を推進する ② 国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定） 2 政策分野ごとの国土強靱化の推移新方針 （8）交通・物流 無電柱化等を推進する ③ 第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定） 第 2 章 今後の社会資本整備の方向性 第 2 節 個別の重点目標及び事業の概要について 1. 重点目標 1：防災・減災が主流となる社会の実現 1-3：災害時における交通機能の確保 災害時の道路閉塞を防ぐ無電柱化を促進し、災害に強い道路ネットワークの構築を進める 市街地の緊急輸送道路における無電柱化着手率 38%（令和 2 年度末）→52%（令和 7 年度末） （政策評価体系における位置付け） エネルギー・環境 電力・ガス
	政策の達成目標	市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率 38%（令和 2 年度末）→52%（令和 7 年度末） 届出対象区域の無電柱化延長 23km/年
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	市街地の緊急輸送道路における無電柱化着手率 38%（令和 2 年度末）→50%（令和 6 年度末） 届出対象区域の無電柱化延長 23km/年
	政策目標の達成状況	市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率 38%（令和 2 年度末）
有効性	要望の措置の適用見込み	一般送配電事業者、配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者（計 500 社程度）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本制度により得られる税負担軽減効果は年間約 5 億円であり、事業者の負担軽減が更なる無電柱化のための設備投資のインセンティブとなることが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	①国土交通省 道路整備事業費（令和 4 年度概算要求額：24,564 億円の内数） 防災・安全交付金（令和 4 年度概算要求額：10,291 億円の内数） ②総務省 （1）電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究（令和 4 年度概算要求額：3.3 億円の内数） （2）ケーブルテレビにおける伝送路の在り方に関する調査研究（令和 4 年度概算要求額：1.5 億円の内数）

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算①は無電柱化事業を支援するもの、②（１）は電線管理者（電気通信事業者）の無電柱化手法の確立を支援するもの、②（２）は、電線管理者（ケーブルテレビ事業者）新設電柱抑制に関する具体的方策等について調査研究を実施するものである。対して本特例措置は電線管理者が無電柱化を実施する際の設備投資に対する税の軽減措置をするものである。
	要望の措置の妥当性	無電柱化の推進を図るためには、上記予算により道路管理者が電線共同溝等の整備を行うとともに電線管理者が電線等を新たに取得する必要があるが、無電柱化は公共性が高い一方、電線管理者の負担も大きく、新たに取得した電線等に係る固定資産税が多大なものとなることから、本特例措置による固定資産税の負担の軽減が必要であり、本特例措置は、政策の達成のための手段として妥当である。
税負担軽減措置等の適用実績		平成 30 年度実績 4,638 百万円（32 事業者） 平成 31 年度実績 5,307 百万円（32 事業者） 令和 2 年度実績 4,654 百万円（31 事業者）（道路局による業界団体への聞き取り調査）
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		適用総額：課税標準（固定資産の価格） 平成 29 年度 1,702,769（千円） 平成 30 年度 5,486,224（千円） 令和元年度 9,581,822（千円）
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		本特例措置を通じて、無電柱化により新たに取得した電線等に係る負担が軽減されることから、更なる無電柱化を進めるためのインセンティブとして有効である。
前回要望時の達成目標		○市街地の幹線道路の無電柱化率 目標値：20%（令和 2 年度） 現況値：18%（令和 2 年度）
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		目標に達していない理由としては、電線共同溝の整備コストが高いこと、地上機器の設置場所確保に伴う住民との調整、用地取得が難航したこと等による事業着手の遅延などが挙げられる。
これまでの要望経緯		平成 28 年度 新設 平成 31 年度 延長・拡充

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	31	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の拡充及び延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 耐震改修※、バリアフリー改修、省エネ改修※が行われた住宅 ※改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるもの（長期優良住宅化リフォーム）を含む ・ 特例措置の内容 上記の対象について、以下のとおり固定資産税額を軽減する。 ・ 耐震改修：翌年度1/2軽減 ・ 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修については、翌年度から2年間1/2軽減 ・ 耐震改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるものについては、翌年度2/3軽減 ・ 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるものについては、翌年度2/3軽減、翌々年度1/2軽減 ・ バリアフリー改修：翌年度1/3軽減 ・ 省エネ改修：翌年度1/3軽減 ・ 省エネ改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるものについては、翌年度2/3軽減 <要望内容> ①適用期限（令和4年3月31日まで）の2年間延長 ②省エネ化リフォームの築年数要件の見直し（【現行】H20.1.1以前から所在⇒【見直し】新築から10年以上経過（※） ※バリアフリー改修と同じ要件		
関係条文	地方税法附則第15条の9、第15条の9の2、地方税法施行令附則第12条、地方税法施行規則附則第7条		
減収 見込額	[初年度] — （ ▲141 ） [平年度] ▲1 （ ▲142 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		

要望理由	(1) 政策目的 性能向上リフォームを推進することにより、耐震性、バリアフリー性、省エネ性等に優れた良質で次の世代に資産として承継できる住宅ストックを形成し、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。これらを通じて、豊かな住生活の実現と経済の活性化を目指す。 (2) 施策の必要性 我が国の住宅ストックは戸数的には充足する一方で、総世帯数は減少傾向にあり、ストック活用型社会への転換が求められている。このためには、性能向上リフォームの適切な実施等により、既存住宅を質の高い住宅ストックに更新し、資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出することが重要である。 一方、我が国のリフォーム市場の規模は欧米に比べて未だ小さい現状にあり、「住生活基本計画」(令和3年3月19日閣議決定)において、耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックの更新に取り組むこととされている。 このため、既存住宅の改修を行う者に対し、適切なインセンティブを与え、性能向上リフォームを促進することで、住宅ストックの質の向上を図り、リフォーム市場を活性化していく必要がある。 特に省エネ改修については、「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)において、「ZEH・ZEB や LCCM 住宅・建築物など省エネ性能の高い住宅・建築物の整備や省エネ改修への支援を行う。」とされている。また、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(令和3年6月18日決定)において、住宅・建築物は、家庭・業務部門のカーボンニュートラルに向けて鍵となる分野と位置づけられており、省エネリフォーム拡大に向けた措置を含む既存ストック対策の充実・強化等により省エネ性能の向上を図っていく方針が打ち出されている。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	● 「住生活基本計画」(令和3年3月19日閣議決定)において、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成に向けた基本的な施策として「長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進」「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新」が位置づけられている。 ● 「経済財政運営と改革の基本方針 2021 (令和3年6月18日閣議決定)」において、「既存住宅市場を活性化させるため、長期優良住宅など住宅ストックの良質化(中略)等を進める。」と位置づけられている。 ● 「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)において、ZEH・ZEBやLCCM住宅・建築物など省エネ性能の高い住宅・建築物の整備や省エネ改修への支援を行う。」と位置づけられている。 ● 「地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)」において、「<u>既存住宅については、省エネルギー改修を促進することが重要</u>」と位置づけられている。
	政策の達成目標	● 令和12年度までに既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円(平成30年度12兆円) ● 耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%(平成30年)→おおむね解消(令和12年) ● 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%(平成30年)→25%(令和12年) ● 住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成25年度比) 3%(平成30年)→18%(令和12年)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間(令和4年4月1日から令和6年3月31日まで)
	同上の期間中の達成目標	● 令和12年度までに既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円(平成30年度12兆円) ● 耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%(平成30年)→おおむね解消(令和12年) ● 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%(平成30年)→25%(令和12年) ● 住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成25年度比) 3%(平成30年)→18%(令和12年)
	政策目標の達成状況	● 既存住宅流通及びリフォームの市場規模: 12兆円(平成30年度) ● 耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%(平成30年) ● 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%(平成30年) ● 住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成25年度比) 3%(平成30年)
有効性	要望の措置の適用見込み	令和4年度 耐震: 6,266件、バリアフリー: 2,849件、省エネ: 1,309件、長期優良住宅化: 93件 令和5年度 耐震: 6,302件、バリアフリー: 2,866件、省エネ: 1,317件、長期優良住宅化: 94件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	耐震性、バリアフリー性、省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導することは、政策目標の達成のために有効である。

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	・ 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（租税特別措置法第 41 条の 3 の 2） ・ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（同法第 41 条の 19 の 2） ・ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（同法第 41 条の 19 の 3）
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	【国交省関連事業】 ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業 （令和 4 年度予算概算要求額：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数） ・ 建築物耐震対策緊急促進事業（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業） （令和 4 年度予算概算要求額：150 億円の内数） ・ 環境・ストック活用推進事業（省エネ関係）（令和 4 年度概算要求額：88 億円の内数） ・ 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（令和 4 年度概算要求額：350 億円の内数）
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	上記措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、性能向上リフォームを推進する。
	要望の措置の 妥当性	耐震性・バリアフリー性・省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導するため、その工事に係る負担を税制上軽減することは効果的である。

税負担軽減措置等の適用実績	・平成28年度 耐震：9,965件、バリアフリー：3,940件、省エネ：5,494件 ・平成29年度 耐震：9,349件、バリアフリー：3,323件、省エネ：4,761件 長期優良住宅化：一件 ・平成30年度 耐震：9,141件、バリアフリー：2,989件、省エネ：1,683件 長期優良住宅化：81件 ・令和元年度 耐震：6,797件、バリアフリー：2,497件、省エネ：1,219件 長期優良住宅化：115件 ・令和2年度 耐震：6,193件、バリアフリー：2,800件、省エネ：1,231件 長期優良住宅化：92件 (総務省「固定資産の価格等の概要調書」より)
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(適用総額の種類：税額) ・平成30年度 耐震：129,853千円、バリアフリー：35,344千円、省エネ：24,543千円 長期優良住宅化：3,062千円 ・令和元年度 耐震：91,356千円、バリアフリー：26,682千円、省エネ：18,722千円 長期優良住宅化：4,323千円 ・令和2年度 耐震：75,549千円、バリアフリー：31,047千円、省エネ：20,306千円 長期優良住宅化：12,209千円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	税負担軽減措置の適用件数は堅調に推移しており、本特例措置は、性能向上リフォームの促進に寄与している。
前回要望時の達成目標	● 2025年度までにリフォームの市場規模を12兆円に倍増する（2010年度6兆円） ● 2025年までに既存住宅流通の市場規模を8兆円に倍増する（2010年4兆円） ● 耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 18%（平成25年）→おおむね解消（令和7年） ● 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 41%（平成25年）→75%（令和7年） ● 2030年度までに家庭部門のCO₂排出量を2013年度比約40%削減する
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	政策目標の達成のためには、本特例措置を延長することで、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。

これまでの要望経緯	【耐震改修（長期優良住宅化リフォームを含む）】 平成 18 年度：創設 平成 25 年度：拡充・縮減 平成 28 年度：2 年 3 ヶ月延長 平成 29 年度：拡充 平成 30 年度：2 年延長 令和 2 年度：2 年延長 【バリアフリー改修】 平成 19 年度：創設 平成 22 年度：3 年延長 平成 25 年度：3 年延長・縮減 平成 28 年度：2 年延長・拡充・縮減 平成 30 年度：2 年延長・縮減 令和 2 年度：2 年延長 【省エネ改修（長期優良住宅化リフォームを含む）】 平成 20 年度：創設 平成 22 年度：3 年延長 平成 25 年度：3 年延長・縮減 平成 28 年度：2 年延長・縮減 平成 29 年度：拡充 平成 30 年度：2 年延長・縮減 令和 2 年度：2 年延長
------------------	--

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	32	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び延長	
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、令和4年3月末までの間、当該資産に係る譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。 ・ 特例措置の内容 中小企業の再生を継続的に支援する必要があることから、本特例措置を3年間延長のうえ、再生支援を必要としている事業者の状況を踏まえ、第二会社方式及び東日本大震災における二重ローン問題への対応として被災事業者の震災前債権を買取り、事業再生に向けて支援する「産業復興機構」でも本特例措置を使えるようにすること等、適用対象の拡充を要望するもの。	
関係条文	〔地方税法 第32条第1項及び第2項 租税特別措置法第40条の3の2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第12条の3 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 第14条の3〕	
減収見込額	〔初年度〕 — （ — ） 〔平年度〕 — （ — ） 〔改正増減収額〕 — （単位：百万円）	
要望理由	（1）政策目的 中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図り、ひいては、中小企業への円滑な資金提供を促す。 また、産業復興機構において、東日本大震災により二重債務ローン問題を抱えるに至った被災中小企業者等に対する事業再生支援の実効性を高めることを通じて、被災地域の産業復興を図る。 （2）施策の必要性 本特例措置は、平成25年3月末で中小企業金融円滑化法の期限が終了したことに併せて導入されたものであるが、経営改善・事業再生が必要な中小企業は現在も数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。 このように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮をより一層加速させていくことが重要であることから、経営者が事業継続に必要な不可欠な資産を保有している場合に再生を円滑に進めることを可能にする本特例措置に関しては、延長のうえ、再生支援を必要としている事業者の状況を踏まえ、適用対象者を拡充することが必要。 また、産業復興機構は、東日本大震災により二重ローンを抱える被災事業者に対する事業再生支援を行ってきたところ。再生支援を必要としている事業者の状況を踏まえ、産業復興機構が有する債権も本特例措置の適用対象者とするべく拡充する必要があると考えている。	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 福島・震災復興 ○ 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定） 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 （1）地震・津波被災地域 ⑤産業・生業 ● 産業復興機構による債権買取支援と産業復興相談センターによる二重ローン対策についても、引き続き、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を実現するべく取り組む。 （2）原子力災害被災地域 ⑥事業者・農林事業者の再建 ● 原子力災害に起因した二重ローン対策として、産業復興機構による債権買取支援と産業復興相談センターについても、引き続き、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を実現するべく取り組む。
	政策の達成目標	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図る。 産業復興機構による、被災事業者に対する事業再生支援の実効性を高めることで、被災地域の産業復興を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。
有効性	要望の措置の適用見込み	抜本的な事業再生を行う中小企業において活用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本件特例措置は、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業等に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とするものであり、中小企業の事業再生・経営改善を促進するうえで有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業等に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備されることから、要望として妥当である。
税負担軽減措置等の適用実績		—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備された。
前回要望時の達成目標		—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯		平成 25 年度要望（新設） 平成 28 年度要望（拡充及び延長） 平成 31 年度要望（拡充及び延長）

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	33	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）		
要望 項目名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられ（次期通常国会に法律案提出予定）、かつ、法人税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じる。 ・ 特例措置の内容 ①観光地形成促進地域において、下記法人税の特例措置の延長等が認められた場合、法人住民税（法人税割）についても同様の効果を適用する（自動連動）。 【法人税の特例措置の概要】 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。 ○対象施設について、以下のとおり廃止及び追加を行う。 （廃止） 庭球場、野営場、野外アスレチック、マリナー、ダイビング施設、美術館、博物館 （変更） 遊園地 → テーマパーク 海洋療法施設 → スパ施設 （追加） シェアオフィス、結婚式場 ○宿泊施設に附属するシェアオフィスで、利用料金を除き一般の利用客に当該宿泊施設の利用者と同じの条件で同施設を利用させるものである旨が同施設の利用に関する規程において明らかにされており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により容易にその旨の情報を取得することができるものを、当該宿泊施設の利用者が主として利用するもの（※対象施設とならない施設）の対象外とする施設に追加 ○一の設備に含まれる対象資産として、ソフトウェア（複製して販売するための原本、開発研究の用に供されるものを除く。）を追加 ○一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設（※対象施設とならない施設）から年間パスポート等（利用料金を除き一般の利用客と同じの条件で当該施設を利用させるもの）の購入者が存する施設を除外 ○特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業について、沖縄県知事の認定を受けた事業に限定する。 ・ 事業認定の要件は、主務大臣の同意を受けることを前提に沖縄県知事が観光地形成促進計画の中で定める。 （想定する主な認定要件） 〔必須〕 沖縄観光の振興に資する事業 〔選択〕 主に沖縄の地元物産を販売・活用する事業 従業員給与水準を向上させる事業 付加価値額を向上させる事業 現金給与額を引き上げ、かつ常用労働者の雇用を増やす事業		

	労働生産性を向上させる事業 ・認定を受けた事業者は事業結果等を毎年度沖縄県知事に報告することとし、認定基準の達成状況を確認する。 ※認定制度の詳細については、沖縄振興特別措置法の改正案と一体的に検討する。 ②那覇市で新設された特定民間観光関連施設（建物等１億円超）について、新設の日から５年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を２分の１控除する。なお、対象施設について、以下のとおり変更する。事業認定の要件は付加しない。 (廃止) 庭球場、野営場、野外アスレチック、マリナー、ダイビング施設、博物館、美術館 (変更) 遊園地 → テーマパーク 海洋療法施設 → スパ施設 (追加) シェアオフィス 関係条文 沖縄振興特別措置法第８条、第９条 租税特別措置法第４２条の９、第６８条の１３ 租税特別措置法施行令第２７条の９、第３９条の４３ 租税特別措置法施行規則第２０条の４、第２２条の２６ 地方税法第２３条第１項第３号、第２９２条第１項第３号 地方税法附則　第３３条第１項
減収見込額	[初年度] ▲〇. 8 (▲2) [平年度] ▲〇. 8 (▲2) [改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	(１) 政策目的 国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。 (２) 施策の必要性 沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位で、こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところである。観光リゾート産業は、本土から遠隔地にある沖縄において、アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を発揮することができる重要産業であり、沖縄のリーディング産業である。本税制措置は、こうした観光リゾート産業の振興を図るものであり、沖縄が高い国際競争力を有する魅力ある観光地に成長することは我が国の観光産業の振興にも大きく貢献するものである。また、経済財政政策と改革の基本方針 2021（令和３年６月 18 日閣議決定）に定める「沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興（中略）を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進」との方針にも合致するものであり、社会的意義があり、施策としての必要性があると考えている。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】中小企業・地域経済 【施策】地域産業 ○新たな沖縄振興策の検討の基本方向について（令和3年8月 内閣府） 内閣府では、新たな沖縄振興策について、別紙のとおり今後の検討の基本方向を内閣府案として取りまとめた。 今後、この基本方向に沿って新たな振興策が実現できるよう、法制上及び税制・財政上の措置について、関係各方面と協議しつつ、鋭意検討を進める。 うち法制上の措置については、令和4年の通常国会への法案提出に向けて鋭意検討を進める。 （中略） 5 産業の振興 （中略） （2）観光の振興 観光は、入域観光客数の堅調な増加等を背景に、沖縄経済の牽引役として重要な役割を果たしてきた。 しかし、平均滞在日数や観光客一人当たり県内消費額等の伸び悩みも見られる。 このため、沖縄観光の質の向上を図る観点から、観光の高付加価値化などを支援する。 また、沖縄観光の質の向上を図る観点から観光地形成促進地域制度（税制）を見直す（注2）とともに、観光客の利便性向上の観点から沖縄型特定免税店制度を見直す（注3）などの措置を講ずる。 （注2）対象施設の見直し、高付加価値化・給与水準向上等を認定要件等 （注3）オンラインも対象
-----	-------------------	---

	政策の 達成目標		○達成目標 沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設投資を促進する。 〔測定指標〕 ①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%（令和5年度） （算定式） 各年度における事業認定の申請総数（各年度における適用見込み数と同数と仮定）÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全168施設）÷各年度における事業認定の申請総数 ※測定指標は、6件／168施設÷6件＝3.4% ②事業認定要件で定める基準値の達成状況 ※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定であるが、認定を受けた事業者の基準値達成状況を測定指標とする。現時点でイメージされる認定基準は以下のとおり。 ➢本税制措置の適用を受けた施設（県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の食料品・工芸品販売事業における県産品の平均売上率：平均55% ➢本税制措置の適用を受けた事業所（現金給与額を増額する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率：1.5% ➢本税制措置の適用を受けた事業所（付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目0.33%） ➢本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目0.33%）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年3月31日までの2年間
		同上の期間中の達成目標	○達成目標 上記達成目標と同じ
	政策目標の 達成状況		令和元年度後半から令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響が大きく出たが、平成30年度までの入域観光客数及び観光収入については順調な伸び見せ、特に入域観光客数は、世界有数のリゾート地であるハワイと肩を並べる水準まで増加した（令和元年実績（暦年）でハワイの1,039万人に対し、沖縄県1,016万人）。 一方で、観光客一人当たりの平均滞在日数及び消費額や県内総生産に占める観光産業の割合などは伸び悩んでおり、入域観光客数等の増加だけでなく沖縄観光の高付加価値化等質の向上が沖縄観光の課題と考えられている。また、沖縄県における令和2年度の常用労働者の1人平均月間現金給与総額（5人以上事業所）は、全産業平均で25万7,000円であるところ、観光関連施設が含まれる生活関連サービス業・娯楽業は、22万2,000円、卸売・小売業においては19万7,000円と低水準となっている。 このため、本税制については、特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業のうち、県知事による認定を受けた事業に限定することとし、認定要件として観光関連施設の高付加価値化を図るための要件等を定めることとしている。これに伴い、今回から達成目標を変更しており、達成状況の数字は今後判明することとなる。

有効性	要望の措置の適用見込み	令和4年度以降、平年度で3件、35百万円の投資税額控除の適用が見込まれることから、平年度で3件、2百万円（投資税額控除35百万円×法人住民税の税率（7%））の法人住民税の適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	・関係する観光関連施設運営事業者からの事業認定申請率 令和4年度：1.8% 令和5年度：3.4% 〔算定式〕各年度における事業認定の申請総数（各年度における適用見込み数と同数と仮定）÷関係する観光関連施設数（沖縄県において増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全168施設）＋各年度における事業認定の申請総数 ・事業認定要件で定める基準値の達成状況 各認定要件の基準値が毎年達成されることを想定 ※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定であるが、達成見込みのある事業を認定することから、基準値が毎年達成されるものと考えている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本税制措置は、民間事業者の創意工夫による観光拠点の新增設及びこれに当たっての施設の高度化を図るものであり、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で広く施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置が適当な手段である。 本措置は、地理的、歴史的、社会的に不利性を抱え、一人当たり県民所得が全国最下位であるなど、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄のみを対象に講じられる措置であり、経済財政政策と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）に定める「沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興（中略）を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進」との方針に合致するものであり、社会的意義があり、特別措置として妥当なものであると考えられる。

税負担軽減措置等の適用実績	＜過去5年間の適用実績＞ (単位: 件、百万円) <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">平成28年度</th><th colspan="2">平成29年度</th><th colspan="2">平成30年度</th><th colspan="2">令和元年度</th><th colspan="2">令和2年度</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>15</td><td>3</td><td>53</td><td>2</td><td>23</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0.3</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>7</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>事業所税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※投資税額控除（平成27年度～令和元年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。令和2年度は沖縄県調べ。 ※法人住民税（平成27年度～令和元年度）の適用額は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）、令和2年度は投資税額控除の適用額実績に基づき試算（投資税額控除額×法人住民税の税率（県民税1%＋市町村民税6%＝7%））。事業所税は沖縄県調べ。										項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	0	0	1	2	2	15	3	53	2	23	法人住民税	0	0	1	0.3	2	2	3	7	2	2	事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度																																																						
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																					
	投資税額控除	0	0	1	2	2	15	3	53	2	23																																																					
	法人住民税	0	0	1	0.3	2	2	3	7	2	2																																																					
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																						
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	＜過去3年間の適用実態調査結果＞ (単位: 件、百万円) <table><tr><th>項目</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0.3</td><td>2</td><td>7</td></tr></table>										項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	法人住民税	0.3	2	7																																														
項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																													
法人住民税	0.3	2	7																																																													
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	対象施設が本税制措置の適用を受けるためには、事業の高付加価値化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本税制措置の活用を通じて、対象施設における事業の高付加価値化等を促進する直接的な効果がある。																																																															
前回要望時の達成目標	令和3年度までに ・入域観光客数 1,200万人 ・観光収入 1.1兆円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日 ・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円																																																															
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	＜達成目標の達成度＞ <table><tr><th>項目 \ 年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>入域観光客数</td><td>1,000万人</td><td>947万人</td><td>258万人</td></tr><tr><td>観光収入</td><td>7,341億円</td><td>7,047億円</td><td>未公表</td></tr><tr><td>観光客一人当たりの平均滞在日数</td><td>3.73日</td><td>3.7日</td><td>未公表</td></tr><tr><td>観光客一人当たりの県内消費額</td><td>73,374円</td><td>74,425円</td><td>未公表</td></tr></table> ※出典：沖縄県資料 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度末から大きく減少した。										項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	入域観光客数	1,000万人	947万人	258万人	観光収入	7,341億円	7,047億円	未公表	観光客一人当たりの平均滞在日数	3.73日	3.7日	未公表	観光客一人当たりの県内消費額	73,374円	74,425円	未公表																																		
項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																													
入域観光客数	1,000万人	947万人	258万人																																																													
観光収入	7,341億円	7,047億円	未公表																																																													
観光客一人当たりの平均滞在日数	3.73日	3.7日	未公表																																																													
観光客一人当たりの県内消費額	73,374円	74,425円	未公表																																																													
これまでの要望経緯	平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館） 令和元年度 2年間延長 令和3年度 1年間延長																																																															

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	34	府 省 庁 名 経 済 産 業 省					
対象税目	個人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他（ ）
要望 項目名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等						
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられ（次期通常国会に法律案提出予定）、かつ、法人税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じる。 ・ 特例措置の内容 ①情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。那覇市内において 1,000 万円を超える情報通信業務に供する機械等及び 1 億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1／2に相当する面積を 2 年間控除 ②情報通信産業特別地区で、対象業種に「固定電気通信業（現行のデータセンターに限る。）」「ソフトウェア業※（現行の情報通信機器相互接続検証事業を含む。）」「情報処理・提供サービス業※（現行のバックアップセンター及びセキュリティデータセンターを含む。）」「インターネット付随サービス業※」の追加が認められた場合、事業所税を軽減 ※付加価値の高い事業に限る。						
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 51 条第 2 項、同法第 72 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 12 第 1 号ハ、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号 同法第 313 条第 2 項、地方税法附則第 33 条第 2 項						
減収 見込額	[初年度] ▲2 （ ▲47 ） [平年度] ▲2 （ ▲47 ） [改正増減収額] — (単位：百万円)						
要望理由	（１）政策目的 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活性化することで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。 （２）施策の必要性 昭和 47 年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）に基づき、30 年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成 14 年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、平成 10 年度に、情報通信産業振興地域、平成 14 年度に情報通信産業特別地区を創設することで、より効果的に沖縄の情報通信産業の振興を図ったものである。 今回の要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、法人税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じるものであり、本特例措置を拡充・延長することにより、対象地区の対象産業を効果的に集積し、立地企業による活発な企業活動を促すことで、沖縄の情報通信産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。						
本要望に 対応する 縮減案	—						

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

【政策】 中小企業・地域経済
【施策】 地域産業

政策の達成目標

1. 達成目標

・ 情報通信関連企業の立地企業数の増加。
・ 立地企業による雇用者数の増加。
・ ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加。

2. 測定指標

・ 本制度を活用した企業数の増加
・ 本制度を活用した企業による雇用者数の増加

なお、令和4年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、以下のとおり達成目標等を見直すこととしており、後掲の「同上の期間中の達成目標」には、当該見直し後の達成目標を記載している。

税負担軽減措置等の適用又は延長期間

令和6年3月31日までの2年間

同上の期間中の達成目標

1 達成目標

・ 県内に立地した企業数の増加
・ 立地企業の労働生産性向上

2 測定指標

・ 税制を活用した立地企業数 7社以上／年
・ 税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上

政策目標の達成状況

情報通信関連企業の立地数及びその雇用者数については目標達成に向けて増加している

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
立地企業数(社)	427	454	470	490	495
雇用者数(人)	28,045	29,379	29,403	29,748	29,708
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	1,379	1,319	1,124	—	—
立地企業の増加率(%)	10.3	6.3	3.5	4.3	1.0
雇用者数の増加率(%)	5.3	4.8	0.1	1.2	△0.1
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	13.7	△4.3	△14.7	—	—

※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査。
※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成25～27年度及び平成29～30年度は特定サービス産業実態調査（経済産業省）。平成28年は経済センサス（総務省）。
※算定できないものについては、「—」を記載。
なお、令和4年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標を前述の「同上の期間中の達成目標」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。

有効性

要望の措置の適用見込み

今後は平年度で21件の適用を見込む。

要望の措置の効果見込み
(手段としての有効性)

本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。
また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。

相当性

当該要望項目以外の税制上の支援措置

・ 法人税の軽減
・ 事業所税の資産割の課税標準の特例。
・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。

予算上の措置等の要求内容及び金額

なし

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－																												
	要望の措置の妥当性	情報通信産業振興地域・特区においては、ソフトウェア業等、多様な業種を（特定）情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制優遇措置が適切であると考えられる。																												
税負担軽減措置等の適用実績	（地方税の適用状況） <table><tr><td></td><td></td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>適用額（百万円）</td><td>91</td><td>69</td><td>70</td><td>71</td><td>30</td></tr><tr><td>事業税</td><td>適用額（百万円）</td><td>0</td><td>83</td><td>81</td><td>67</td><td>43</td></tr><tr><td>事業所税</td><td>適用額（百万円）</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>1</td></tr></table> ※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成28年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※事業所税については那覇市のみ措置。また、適用額については沖縄県による調査。				平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	法人住民税	適用額（百万円）	91	69	70	71	30	事業税	適用額（百万円）	0	83	81	67	43	事業所税	適用額（百万円）	5	5	5	5	1
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																							
法人住民税	適用額（百万円）	91	69	70	71	30																								
事業税	適用額（百万円）	0	83	81	67	43																								
事業所税	適用額（百万円）	5	5	5	5	1																								
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	令和元年度 適用実態調査結果 ・ 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 28,507 千円 事業税 一千円 ・ 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除 法人住民税 610 千円 事業税 1,803 千円 ・ 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（連結） 法人住民税 41,388 千円 事業税 一千円 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※国税に連動しない場合は「－」を記載した。																													

	【測定指標】 令和３年度までに ・ 本制度を活用した企業数 37 社 ・ 上述の企業進出に伴う雇用者数 15,670 人 測定指標のうち活用企業数については、令和２年度の指標 32 社に対し、見込みが 17 社と 70% の実績に止まり、直近３カ年は横ばいで推移している。 また、雇用者数については、令和２年度の指標 13,552 人に対し、見込みが 5,814 人と 43% の実績に止まっている。しかしながら、令和元年度までの直近３カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。 実績・見込み： <table><tr><th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th></tr><tr><td>活用企業数（指標）</td><td>16</td><td>19</td><td>23</td><td>27</td><td>32</td><td>37</td></tr><tr><td>活用企業数（実績）</td><td>21</td><td>18</td><td>17</td><td>21</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>活用企業数（見込み）</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>18</td><td>18</td></tr><tr><td>雇用者数（指標）</td><td>6,776</td><td>8,047</td><td>9,741</td><td>11,435</td><td>13,552</td><td>15,670</td></tr><tr><td>雇用者数（実績）</td><td>3,589</td><td>2,597</td><td>5,972</td><td>6,778</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>雇用者数（見込み）</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>5,814</td><td>5,814</td></tr></table> ※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。 ※平成 28 年度から令和元年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」。 ※令和２年度から令和３年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。 ※推計の計算過程 （平成 28 年度） ・ 沖縄県企業アンケート調査による平成 28 年度適用企業数とその雇用者数：13 社、1,879 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明） ・ 1 社当たりの雇用者数：171 人（1,879 人/11 社） ・ 企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10 社 ・ 平成 28 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数：1,879 人+10 社×171 人=3,589 人 （平成 29 年度） ・ 沖縄県企業アンケート調査による平成 29 年度適用企業数とその雇用者数：15 社、1,877 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明） ・ 1 社当たりの雇用者数：144 人（1,877 人/13 社） ・ 企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：5 社 ・ 1,877 人+5 社×144 人=2,597 人 （平成 30 年度） ・ 沖縄県企業アンケート調査による平成 30 年度適用企業数とその雇用者数：14 社、3,866 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明） ・ 1 社当たりの雇用者数：351 人（3,866 人/11 社） ・ 企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：6 社 ・ 3,866 人+6 社×351 人=5,972 人 （令和元年度） ・ 沖縄県企業アンケート調査による令和元年度適用企業数とその雇用者数：15 社、3,871 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明） ・ 1 社当たりの雇用者数：323 人（3,871 人/12 社） ・ 企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：9 社 ・ 3,871 人+9 社×323 人=6,778 人 （令和 2、3 年度） ・ 一社当たりの雇用者数は、平成元年度沖縄県アンケート調査による推計値 323 人から試算。		H28	H29	H30	R1	R2	R3	活用企業数（指標）	16	19	23	27	32	37	活用企業数（実績）	21	18	17	21	-	-	活用企業数（見込み）	-	-	-	-	18	18	雇用者数（指標）	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670	雇用者数（実績）	3,589	2,597	5,972	6,778	-	-	雇用者数（見込み）	-	-	-	-	5,814	5,814
	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																												
活用企業数（指標）	16	19	23	27	32	37																																												
活用企業数（実績）	21	18	17	21	-	-																																												
活用企業数（見込み）	-	-	-	-	18	18																																												
雇用者数（指標）	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670																																												
雇用者数（実績）	3,589	2,597	5,972	6,778	-	-																																												
雇用者数（見込み）	-	-	-	-	5,814	5,814																																												
前回要望時の達成目標	・ 情報通信関連企業の立地数を令和３年度までに 560 社とする。 ・ 立地企業による雇用者数を令和３年度までに 4.2 万人とする。 ・ ソフトウェア業における一人当たり年間売上高を令和３年度までに 1,450 万円とする。																																																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本制度の政策目標のうち情報通信関連企業の立地数とその雇用者数については、平成 20 年 1 月時点の 194 社、16,317 人から、令和 3 年 1 月時点で 495 社、29,708 人となっており、制度の拡充等の変遷とともに増加している。 また、本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高については、データの出典元である「特定サービス産業実態調査」が平成元年度調査分から廃止されており、代替指標とし																																																	

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	35	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	沖縄の産業イノベーション促進地域（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進地域）における課税の特例措置の延長等		
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられ（次期通常国会に法律案提出予定）、かつ、法人税及び所得税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じる。 ・特例措置の内容 (1) 産業イノベーション促進地域（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進地域）において、法人税及び所得税の特例措置の延長等が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。 (2) 沖縄県知事によって産業イノベーション措置実施計画（仮称）（旧 産業高度化・事業革新措置実施計画）が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計算。 (3) 産業イノベーション促進地域（仮称）（旧 産業高度化・事業革新促進地域）において、対象業種へのガス供給事業（サテライト設備により液化天然ガス（LNG）を供給する事業に限る。）の追加及び対象資産への構築物（液化天然ガス（LNG）を供給するためのサテライト設備及び当該設備に付随する供給設備に限る。）の追加が認められた場合、事業所税を軽減。		
関係条文	地方税法第23条第1項第2号、第3号、同法第32条第1項、同法第35条第1項、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項、地方税法附則第33条第3項		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	▲9（▲36） —	[平年度] (単位：百万円)
要望理由	(1) 政策目的 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。 本特例措置の活用により、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、生産性向上等に資するDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することにより、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現を目指す。 (2) 施策の必要性 昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ。当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、対象産業の産業高度化・事業革新を促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基礎となる製造業等の振興を図るための施策である。		

	今回の要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、法人税及び所得税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じるものであり、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に係る投資を引き続き促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に寄与するDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現と2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することにより、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現を目指すものである。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 中小企業・地域経済 【施策】 地域産業
	政策の達成目標	【達成目標】 (脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合) 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で 1,363 百万円、令和 5 年度までに 2,726 百万円増加させる。 (脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合) 本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量を、令和 5 年度までに平成 30 年度比で 8.4%削減する。 ※脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合の達成目標における粗付加価値額の増加額は、平成 30 年度に本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額実績 47 百万円に、令和 4 年度以降の平年度における本特例措置の想定活用企業数 29 社を乗じて算出 ※脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合の達成目標における温室効果ガスの排出量削減率は、「第 2 次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）」（令和 3 年 3 月沖縄県策定）に示されている産業部門の温室効果ガス削減目標（2030 年度において 2018 年度比▲20.1%）に基づき、当該削減幅が 2019 年度から 2030 年度までの間に均等の削減率であると仮定した場合の 2023 年度における 2018 年度比の削減率 8.4%を採用 なお、上記の達成目標は、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の拡充等要望に併せて見直しを行うものであり、前回の事前評価までは以下のとおり達成目標及び測定指標を設定していたため、後掲の政策目標の達成状況の欄には、以下の達成目標等を踏まえた達成状況を記載している。 1. 達成目標 令和 3 年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を 5,600 億円に増加させる。 2. 測定指標 令和 3 年度までに以下の目標を達成する。 ・ 本制度を活用した企業数 82 社 ・ 本制度を活用した設備投資額 320 億円 ※データ元である工業統計調査の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とする。 ※達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）の目標値を用いることとする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間

	同上の期間中の達成目標	【達成目標】 (脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合) 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額 (脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合) 本特例措置を活用した事業における温室効果ガスの排出量の令和5年度における削減率												
	政策目標の達成状況	平成30年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額(石油製品を除く)は4,933億円と目標の5,600億円には達していないものの、H24年の制度創設以降、着実な増加傾向にあり、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力が拡大し、製造品出荷額の増加につながっている。 (単位:億円) <table><tr><td></td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td></tr><tr><td>製造品出荷額 (石油製品除く)</td><td>4,147</td><td>4,341</td><td>4,427</td><td>4,758</td><td>4,933</td></tr></table> (出所) 沖縄県「平成30年工業統計調査結果」		H26	H27	H28	H29	H30	製造品出荷額 (石油製品除く)	4,147	4,341	4,427	4,758	4,933
	H26	H27	H28	H29	H30									
製造品出荷額 (石油製品除く)	4,147	4,341	4,427	4,758	4,933									
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で38件の適用を見込む。												
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を活用した新たな設備投資により、製造業等の生産性・生産額が拡大するとともに、税負担軽減相当額を新たな製品開発等の資金に充て事業を拡大するなどの事例があり、本特例措置は事業者の積極的な設備投資を強力に後押しする効果がある。 このように、本特例措置は製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るものであるとともに、生産性向上等に資するDX(デジタルトランスフォーメーション)の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進するものであり、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現に資するものである。												
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・法人税及び所得税の軽減 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—												
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、沖縄における製造業等の振興・競争力強化を図るため、事業者の開発力・生産技術の向上や地域資源を生かした新事業の創出、脱炭素・DX投資等を促進するものである。 これらの事業者に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定事業者を対象とする補助金等よりも、各事業者の一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。 また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定スキームを通して対象事業の適格性等を判断し、製造業等の振興・競争力強化、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。												

税負担軽減措置等の 適用実績	(過去 5 年間の適用実績)						
			H28 年度	H29 年度	H 30 年度	R1 年度	R2 年度
	法人住民税	適用額	39	62	40	46	-
	個人住民税	適用額	-	-	-	-	-
	事業税（地方法 人特別税を含 む。）	適用額	2	17	2	10	-
	事業所税	適用額	1	0	0	0	-
(出所)「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)							
※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。							
※事業所税については、那覇市のみの措置。							
※算定できないものについては、「-」と記載。							
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	(令和元年度実績)						
	・ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却 法人住民税 3,214 千円、事業税 9,501 千円 ・ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 42,843 千円 ・ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却（連結） 法人住民税 0 千円、事業税 0 千円 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。						

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	平成 28 年度から令和 2 年度までに本特例措置を活用した企業数は 144 社で、これらの企業による設備投資額は 294 億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。																																																	
	なお、平成 28 年度に設定した測定指標に対し、活用事業者数の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた事業者が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、設備投資額の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度までは、電気業を業種とする某企業の投資額が 100 億円以上又は 100 億円規模だったものが、平成 28 年度以降は 10 億円～20 億円規模に減少したことなどによるものである。																																																	
	（測定指標） 令和 3 年度までに																																																	
	・ 本特例措置を活用した事業者数 82 社																																																	
	・ 本特例措置を活用した設備投資額 321 億円																																																	
	実績・見込：（単位：社、百万円）																																																	
	<table><tr><td></td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td></tr><tr><td>活用事業者数(指標)</td><td>38</td><td>44</td><td>51</td><td>60</td><td>70</td><td>82</td></tr><tr><td>活用事業者数(実績)</td><td>23</td><td>30</td><td>28</td><td>26</td><td>37</td><td>—</td></tr><tr><td>活用事業者数(見込)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>29</td></tr><tr><td>設備投資額(指標)</td><td>14,860</td><td>17,206</td><td>19,943</td><td>23,463</td><td>27,373</td><td>32,066</td></tr><tr><td>設備投資額(実績)</td><td>3,253</td><td>5,982</td><td>4,950</td><td>5,266</td><td>9,977</td><td>—</td></tr><tr><td>設備投資額(見込)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>5,916</td></tr></table>		H28	H29	H30	R1	R2	R3	活用事業者数(指標)	38	44	51	60	70	82	活用事業者数(実績)	23	30	28	26	37	—	活用事業者数(見込)	—	—	—	—	—	29	設備投資額(指標)	14,860	17,206	19,943	23,463	27,373	32,066	設備投資額(実績)	3,253	5,982	4,950	5,266	9,977	—	設備投資額(見込)	—	—	—	—	—	5,916
		H28	H29	H30	R1	R2	R3																																											
	活用事業者数(指標)	38	44	51	60	70	82																																											
	活用事業者数(実績)	23	30	28	26	37	—																																											
活用事業者数(見込)	—	—	—	—	—	29																																												
設備投資額(指標)	14,860	17,206	19,943	23,463	27,373	32,066																																												
設備投資額(実績)	3,253	5,982	4,950	5,266	9,977	—																																												
設備投資額(見込)	—	—	—	—	—	5,916																																												
※活用事業者数（指標）及び設備投資額（指標）は、H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算したもの																																																		
※活用事業者数（実績）は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より																																																		
※活用事業者数（見込）は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出																																																		
※設備投資額（実績）は、沖縄県によるアンケート調査結果により算出																																																		
※設備投資額（見込）は、H28 年度から R2 年度までの設備投資額の合計を活用事業者数の合計で除した 204 百万円に活用事業者数（見込）29 社を乗じて算出																																																		
前回要望時の達成目標	令和 3 年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を 5,600 億円に増加させる。																																																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例措置を活用した設備投資により、当該設備投資を行った事業者の生産性・生産額が拡大したこと等により、平成 30 年の沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）は 4,933 億円と、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画における令和 3 年度の目標額 5,600 億円の達成に向けて着実な増加を見せており、本特例措置に係る効果発現に一定程度寄与しているものと考えられる。 一方、この間本特例措置を活用して製造業等の振興を図ってきたものの、沖縄における製造業の産業構成比や労働生産性、給与水準は全国に比し依然低い水準にあり、これらの課題解決に向けた取組を一層推進する必要があることから、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に寄与する投資を引き続き促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資する DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や 2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を強力に推進することにより、デジタル・グリーン投資を通じた生産性の																																																	

	好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築とグリーン社会の実現を目指す必要がある。
これまでの要望経緯	○平成 14 年度 ・産業高度化地域の創設 ○平成 19 年度 ・ 5 年間延長 ○平成 24 年度 ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ（1,000 万円超→500 万円超） ○平成 26 年度 ・機械等下限取得価格の引下げ（500 万円超→100 万円超） ○平成 29 年度 ・ 2 年間延長 ○令和元年度 ・ 2 年間延長 ○令和 3 年度 ・ 1 年間延長

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	36		府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等			
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられ（次期通常国会に法律案提出予定）、かつ、法人税及び所得税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じる。 ・特例措置の内容 国際物流拠点産業集積地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。那覇市で新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の標準課税を2分の1控除する。			
関係条文	・ 沖縄振興特別措置法 第48条、第49条 ・ 沖縄振興特別措置法施行令 第21条 ・ 租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63 ・ 租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90 ・ 租税特別措置法施行規則 第21条の17の2、第22条の60の2 ・ 地方税法 第6条、附則第33条 ・ 地方税法施行令 附則第16条の2の8			
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	▲1（ ▲73 ） —	[平年度]	▲1（ ▲73 ） (単位：百万円)
要望理由	（１）政策目的 急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ること、沖縄における自立型経済の構築を目指す。 （２）施策の必要性 昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、関税法上の保税地域制度、立地企業に対する税制及び金融上の優遇措置を組み合わせ、沖縄における企業の立地を促進するとともに、貿易の振興に資するための施策である。 国際物流拠点産業の集積は着実に進んでいるものの、沖縄への立地には多額の初期投資が必要であるほか、割高な物流コストなど島しょ性に起因する不利性がある。係る状況下、現行の沖縄振興特別措置法が令和4年3月31日に期限を迎えることとなるが、国際物流拠点産業の集積は未だ途上にあるため、沖縄振興特別措置法の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、沖縄における産業及び貿易を振			

	興し、民間主導の自立型経済を構築するための本特例措置による施策を継続して行う必要がある。
本要望に 対応する 縮減案	-

合理性

政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 中小企業・地域経済 【施策】 地域産業																								
政策の達成目標	1 達成目標 ・ 国際物流拠点産業の新規立地企業数の増加 2 測定指標 ・ 本制度を活用した企業数の増加 なお、令和4年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標を「国際物流拠点産業集積地域における優遇税制を活用した新規立地企業数」に見直すこととしており、後掲の「同上の期間中の達成目標」には、当該見直し後の達成目標を記載している																								
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年3月31日までの2年間																								
同上の期間中の達成目標	1. 達成目標 令和5年度までに次の目標を達成する。 ・ 国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を22社とする。 ※年平均で21社立地し、そのうち、30%超の企業が本特例を活用するものと試算 2. 参考指標 ・ 国際物流拠点産業集積地域における立地企業数 ・ 国際物流拠点産業集積地域において本特例措置を活用する企業数 ・ 国際物流拠点集積地域における域外搬出額																								
政策目標の達成状況	【政策目標の達成状況】 国際物流拠点産業集積地域内における国際物流拠点産業の立地企業数は、令和1年度までは毎年のように増加しており、政策目的である地域内への企業集積が進んできていると判断できる。 ① 国際物流拠点集積地域における立地企業数 (単位：社) <table><tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>126</td><td>178</td><td>208</td><td>225</td><td>238</td></tr></table> ※沖縄県調査 ② ①のうち新規立地企業数 (単位：社) <table><tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>11</td><td>55</td><td>34</td><td>19</td><td>21</td></tr></table> ※沖縄県調査					H28	H29	H30	R1	R2	126	178	208	225	238	H28	H29	H30	R1	R2	11	55	34	19	21
H28	H29	H30	R1	R2																					
126	178	208	225	238																					
H28	H29	H30	R1	R2																					
11	55	34	19	21																					
要望の措置の適用見込み	今後、平年度で所得控除5件（223百万円）、投資税額控除43件（175百万円）、特別償却9件（504百万円）の適用を見込む。																								

有効性

	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、平成 28 年度の 126 社から令和 2 年度までに 112 社増加し 238 社となっており、そのうち、毎年一定数の企業（年平均で約 37 社）が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。 <table><tr><td>項目</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>所得控除</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>11</td><td>28</td><td>42</td><td>47</td><td>13</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>2</td><td>6</td><td>7</td><td>9</td><td>5</td></tr><tr><td>計</td><td>16</td><td>38</td><td>52</td><td>59</td><td>19</td></tr></table>	項目	H28	H29	H30	R1	R2	所得控除	3	4	3	3	1	投資税額控除	11	28	42	47	13	特別償却	2	6	7	9	5	計	16	38	52	59	19
項目	H28	H29	H30	R1	R2																											
所得控除	3	4	3	3	1																											
投資税額控除	11	28	42	47	13																											
特別償却	2	6	7	9	5																											
計	16	38	52	59	19																											
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	○事業所税の資産割の課税標準の特例 ○事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 ○貿易手続きの簡素化及び下記の措置 ・国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 ・関税の課税物件の確定に関する特例措置（保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。）																														
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—																														
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—																														
	要望の措置の 妥当性	国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該集積地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。また、本特例措置においては、集積地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられ 3. 適用実績が僅少な理由 （1）所得控除 所得控除については、対象業種が5業種に限定されていること、また、対象事業者が事業認定、保税許可、特別事業認定を受けることが条件となるため、適用できる企業は極めて少ない。 しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果																														

	が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。 (2) 特別償却 特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。 本特例措置の過去の適用件数は、投資税額控除の適用件数に比し少なくなっている。これは、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多いからである。他方、特別償却も事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上の欠損金の繰越しという制度との併用により先行投資等により発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことが可能である。よって、企業の業績形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、当該地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。
--	---

税負担軽減措置等の適用実績	(過去3年間の適用実績)				
	(単位:件、百万円)				
	項目		H30	R1	R2
	所得控除	適用件数	3	3	1
		適用額	66	182	134
	投資税額控除	適用件数	42	47	13
		適用額	121	215	84
特別償却	適用件数	7	9	5	
	適用額	621	880	20	
(H30 年度～R1 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、R2 年度は沖縄県による企業アンケート調査による件数及び金額)					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(令和元年度実績) ・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却 法人住民税 26,322 千円、事業税 69,598 千円 ・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 27,481 千円、事業税 — ・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除 法人住民税 5,447 千円、事業税 16,107 千円 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※国税に連動しない場合は「—」を記載。				
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。 また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、平成28年度の126社から令和2年度までに112社増加し238社となっており、そのうち、毎年一定数の企業(年平均で約37社)が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。 なお、実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は19社となっており、同年度の指標及び見込みを下回っている。また、平成29年度から令和1年度の活用実績と比べも大きく落ち込んでいる。 これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって集積企業の投資活動も停滞したものと推察されるが、今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により、集積企業の投資活動も回復することが見込まれる。				

前回要望時の 達成目標	令和3年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を令和3年度までに260社とする。 なお、令和4年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標を「国際物流拠点産業集積地域における優遇税制を活用した新規立地企業数」に見直すこととしており、前掲の「同上の期間中の達成目標」には、当該見直し後の達成目標を記載している。 <table><tr><th colspan="4">実績及び将来の見込み</th><th colspan="3">(単位：社)</th></tr><tr><th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th></tr><tr><td>活用企業数（指標）</td><td>8</td><td>16</td><td>20</td><td>24</td><td>30</td><td>24</td></tr><tr><td>活用企業数（実績）</td><td>16</td><td>38</td><td>52</td><td>59</td><td>19</td><td>－</td></tr><tr><td>活用企業数（見込み）</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>90</td><td>38</td></tr></table> ※測定指標はH28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。 ※平成28年度から令和1年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」から試算。令和2年度については沖縄県調査による件数。 ※令和2年度の活用企業数（見込み）は前年度の試算値。令和3年度の活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。	実績及び将来の見込み				(単位：社)				H28	H29	H30	R1	R2	R3	活用企業数（指標）	8	16	20	24	30	24	活用企業数（実績）	16	38	52	59	19	－	活用企業数（見込み）	－	－	－	－	90	38
実績及び将来の見込み				(単位：社)																																
	H28	H29	H30	R1	R2	R3																														
活用企業数（指標）	8	16	20	24	30	24																														
活用企業数（実績）	16	38	52	59	19	－																														
活用企業数（見込み）	－	－	－	－	90	38																														
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理由	なお、実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は19社となっており、同年度の指標及び見込みを下回っている。また、平成29年度から令和1年度の活用実績と比べも大きく落ち込んでいる。 これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって集積企業の投資活動も停滞したものと推察されるが、今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により、集積企業の投資活動も回復することが見込まれる。 引き続き、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興し、自立型経済の構築に向けて取組を推進していきたい。																																			
これまでの要望経緯	○平成10年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 ○平成14年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成19年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成24年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 ○平成26年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） ○平成29年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 ○令和元年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 ○令和3年度																																			

	・ 国際物流拠点産業集積地域 延長
--	-------------------

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	37	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準 ・特例措置の内容 昭和57年度から令和3年度までの各事業年度分の固定資産税に限り、当該償却資産（事務所および宿舍の用に供するものを除く。）に係る固定資産税の課税標準を2/3とする措置を、2年間延長する。		
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第15条 第5項 地方税法施行令附則第11条 第8項 〕		
減収 見込額	[初年度] — (▲1, 151) [平年度] — (▲1, 179) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 沖縄は、電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的不利性を抱えていることから、本措置により、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。 (2) 施策の必要性 沖縄における電気事業については、 1) 地理的・地形的・需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化石燃料（主に石炭、LNG）に大きく依存せざるを得ない。 2) 本土の電力系統と連携されておらず、他の電力会社との電力相互融通が不可能であり、高い供給予備力が必要等の理由から設備投資負担が大きい。 3) 多数の離島を抱え、ユニバーサルサービスを提供するため、多額の投資が必要。（離島部門は構造的な収支不均衡） 等の構造的不利性を有しており、電気料金が他社より割高となっている。事業者においても電気料金の維持、上昇抑制に努めているものの、自助努力のみで構造的不利性を克服するには限界があるため、政策的支援が必要となる。 今後、「再生可能エネルギーの導入拡大」や「クリーン燃料の利用拡大」等の推進により化石燃料への依存度を低減し、CO2の排出量削減を目指していくものの、これらを実現するには多額の設備投資が必要であることに加え、当面は石炭等の化石燃料による火力発電が基幹電源としての役割を担うことが見込まれることから、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保、電気料金の上昇抑制のためには、当面の間は本措置が必要不可欠である。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス																																									
	政策の達成目標	沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保																																									
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間の延長）																																									
	同上の期間中の達成目標	沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保																																									
	政策目標の達成状況	1. 政策目的の達成状況 本措置により、平成28年度から令和2年度までの5年間平均で、1kWh 当たり約0.16 円の電気料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与している。他方で、沖縄の電気料金は未だ他地域と比べて割高であることから、引き続き本措置を講じることが必要である。 <電気料金に与える影響> (単位: 百万 kWh、百万円、円/kWh) <table><tr><td></td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>適用額</td><td>1,250</td><td>1,215</td><td>1,178</td><td>1,144</td><td>1,112</td></tr><tr><td>影響単価</td><td>0.16</td><td>0.16</td><td>0.16</td><td>0.15</td><td>0.15</td></tr></table> ※沖縄電力(株)による実績報告より <電気料金（単価）の推移> (単位: 円/kWh) <table><tr><td></td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><td>沖縄電力(株)</td><td>20.22</td><td>22.27</td><td>23.85</td><td>23.50</td><td>21.62</td></tr><tr><td>9 社平均</td><td>17.90</td><td>18.97</td><td>19.82</td><td>19.54</td><td>18.31</td></tr><tr><td>単価差</td><td>2.32</td><td>3.30</td><td>4.03</td><td>3.96</td><td>3.31</td></tr></table> ※算出方法: 各社の電灯・電力料収入÷各社の販売電力量 ※出典: 各社有価証券報告書から作成		H28	H29	H30	R1	R2	適用額	1,250	1,215	1,178	1,144	1,112	影響単価	0.16	0.16	0.16	0.15	0.15		H28	H29	H30	R1	R2	沖縄電力(株)	20.22	22.27	23.85	23.50	21.62	9 社平均	17.90	18.97	19.82	19.54	18.31	単価差	2.32	3.30	4.03	3.96
	H28	H29	H30	R1	R2																																						
適用額	1,250	1,215	1,178	1,144	1,112																																						
影響単価	0.16	0.16	0.16	0.15	0.15																																						
	H28	H29	H30	R1	R2																																						
沖縄電力(株)	20.22	22.27	23.85	23.50	21.62																																						
9 社平均	17.90	18.97	19.82	19.54	18.31																																						
単価差	2.32	3.30	4.03	3.96	3.31																																						
有効性	要望の措置の適用見込み	適用事業者: 1 社(沖縄電力(株))																																									
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置による固定資産税の軽減分は、電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減に繋がっている。例えば、令和3年度における一般家庭のモデルケース（400kWh/月）では、月額約60 円の負担軽減の効果がある。 <電気料金に与える影響> (単位: 百万 kWh、百万円、円/kWh) <table><tr><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>適用額</td><td>1,111</td><td>1,151</td><td>1,207</td></tr><tr><td>影響単価</td><td>0.15</td><td>0.16</td><td>0.17</td></tr></table> ※沖縄電力(株)の計画に基づく		R3	R4	R5	適用額	1,111	1,151	1,207	影響単価	0.15	0.16	0.17																													
	R3	R4	R5																																								
適用額	1,111	1,151	1,207																																								
影響単価	0.15	0.16	0.17																																								

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置（石油石炭税） ・ 沖縄の産業イノベーション促進地域（仮称）（旧産業高度化・事業革新促進地域）において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（国税：法人税等、地方税：法人事業税等） ・ 沖縄の産業イノベーション促進事業（仮称）（旧産業高度化・事業革新促進事業）用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置（地方税：事業所税）					
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—					
	要望の措置の妥当性	本措置によって、構造的不利性に伴う供給コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての的確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。 なお、電気料金は省令に基づいて算定されており、本措置による固定資産税の軽減額分については料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民負担の軽減に繋がっている。					
税負担軽減措置等の適用実績		(単位：百万円)					
		年度	H28	H29	H30	R1	R2
		軽減額	1,250	1,215	1,178	1,144	1,112
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） 適用総額（千円）：H29 年度 86,798,270 H30 年度 84,162,369 R 1 年度 81,773,734					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		本措置による固定資産税の軽減分については、電気料金の料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民負担の軽減に繋がっている。例えば、令和 2 年度における一般家庭のモデルケース（400kWh/月）では月額約 60 円の負担軽減の効果がある。					
前回要望時の達成目標		沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		目標に関しては概ね達成している。					
これまでの要望経緯		昭和 57 年度 創設 昭和 60 年度 2 年間の延長 昭和 62 年度 5 年間の延長 平成 4 年度 〃 平成 9 年度 〃 平成 14 年度 〃 平成 19 年度 〃 平成 24 年度 3 年間の延長 平成 27 年度 5 年間の延長 令和 2 年度 2 年間の延長					

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	38	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設		
要望内容 （概要）	企業の生産力の強靱化を図るため、生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する税制の創設を検討する。		
関係条文	[]		
減収見込額	[初年度] - （ - ） [平年度] - （ - ） [改正増減収額] - （単位：百万円）		
要望理由	-		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	39	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望 項目名	土地に係る固定資産税における所要の措置		
要望内容 （概要）	土地に係る固定資産税について、社会経済情勢、地価動向等を踏まえ、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。		
関係条文			
減収 見込額	〔初年度〕 — （ — ） 〔平年度〕 — （ — ） 〔改正増減収額〕 — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 新型コロナウイルス感染症収束後の経済の力強い回復を図るとともに、日本経済をデフレに後戻りさせず、経済再生を確かなものとする （２）施策の必要性 令和３年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和３年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられたところ。 景気は持ち直しの動きが見られるものの、１月以降の緊急事態宣言の影響等により、依然として厳しい状況が続いているところ、納税者の負担軽減を図るとともに、新型コロナウイルス感染症収束後の経済の力強い回復を図り、日本経済をデフレに後戻りさせず、経済再生を確かなものとするため、社会経済情勢、地価動向等を踏まえ、必要な検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	・経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄） 第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン 1. 経済の現状と課題 （当面の経済運営の課題） 今後とも、感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく。こうした取組が経済活動を拡大するための確固たる基盤となり、感染症を乗り越えて、更なる需要や成長に向けた投資意欲を呼び起こす。その上で、世界経済の回復ペースが加速していることを踏まえ、デフレに決して戻さないとの強い決意の下、外需を取り込みながらあらゆる政策を総動員して経済回復を確実なものとしていく。 4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組 （2）経済好循環の加速・拡大 日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まずは感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期す。（中略） 引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。 ・経済産業省政策評価体系 経済成長 経済基盤
	政策の達成目標	・経済回復 ・都市再生・地域再生の推進
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同一
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	—

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	—
税負担軽減措置等の 適用実績		—
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績		—
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）		—
前回要望時の 達成目標		—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由		—
これまでの要望経緯		平成 16 年度 商業地等に係る減額措置 創設 平成 18 年度 延長 平成 21 年度 延長（商業地等に係る減額措置） 税負担急増土地に係る減額措置 創設 平成 24 年度 延長（商業地等に係る減額措置及び税負担急増土地に係る減額措置） 平成 27 年度 延長（同上） 平成 30 年度 延長（同上） 令和 3 年度 延長（同上） 令和 3 年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年 度の税額に据え置く据置